

国家計画の法理：憲法学的考察（一）

手島，孝
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1619>

出版情報：法政研究. 37 (3/4), pp.27-78, 1971-02-28. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



国家計画の法理——憲法学的考察（一）

手島 孝

目 次

はじめに

I 国家計画の登場——その思想と現実

- 1 △空想から科学へ▽——マルクス主義における計画
- 2 インタメッツォ(一)△国家のための計画▽——ファシズムにおける計画
- 3 △第三の道▽——社会民主主義の計画論
- 4 インタメッツォ(二)△隷従への道▽——新自由主義的反計画観
- 5 △市場のための計画▽——現代資本主義における計画

(以上本号、以下続載)

II 国家計画の概念と法的性格

III 国家計画の憲法的衝撃

はじめに

一 ここに「国家計画」とは、国家による計画の意である。計画の概念そのものの精確な規定は第二章にこれをつが、差し当っては、「将来の一定期間における一定範囲の人間行動につき、その目標およびそれに至る諸手段を——可能な限り計数的に——総合的に体系化する精神的先取りの作用ないしその結果たる設計書」とでもいうべき常識的理解を、一応暫定的に前提する。

二 以下本論稿では、厳密には「計画」(プラン)と「計画化」(プランニング、プラーヌンク、プラニフィカション)を静態的概念、動態的概念として、すなわち——法律と立法の関係のように——作用過程たる後者に対し前者をその所産(たる文書)として、区別して用いるが、混乱の恐れのない場合には、後者をも、或いは両者を包括して(例えば本稿の標題や各章見出しの場合)「計画」と呼ぶこともある。

三 この研究は、国家計画を法学的——とくに公法学的——見地から検討しようとするものである。先ず、本稿がその一を成す「憲法学的考察」が試みられる。「行政法学的考察」がこれに続くはずである。なお、第二章に詳説するところであるが、国家計画には、政治レベルのもの(政策的計画)と行政レベルのもの(実施的計画)が大別される。憲法学的考察は前者を、行政法学的考察は後者をもっぱら対象とする。

四 本研究は、さきに発表した『現代行政国家論』(一九六九年)の第一部「国家と行政——行政国家の現代的必然性」を補完し発展させるものである。前研究では、「行政国家」化の直接の原因として、現代の社会経済的發展に伴う国家的干渉・統制の増大・強化を指摘するにとどまった。しかし実は、その干渉・統制が量的増強の結果質的転化を来たし、計画的たらざるをえなくなり且つその度を高めつつあるところにこそ、「行政国家」化現象のすぐれて

今日の本質が存するのである。^{*}

五 この論文は、第二章と第三章がいわば主題に関する本論である。しかし、資本主義国家における計画、とくに政策的計画は、従来法学的攻究に付されるときわめて寡い領域であり、その意味で、法学者にとっては先ず対象そのものを即的に正確に把握する必要が甚だ大きい。第一章は、直接には、そのためにする第二章・第三章への予備的ないし導入的——しかし不可欠の——研究であり、且つその限度にとどまるものである。しかし同時に、それ自体としても、国家計画そのものに関する独立の政治学的・国家論的研究たる意味をも持ちうるであろう。

* ミュルダールは、西欧諸国における歴史的事実として、先ず国家干渉が登場し、やがてその計画化＝国家計画が必然となる（「干渉から計画へ」）ことに注意を促し（Gunnar Myrdal, *Beyond the Welfare State*, 1960, p. 13～15, p. 45～49; 邦訳＝北川一雄監訳二七～三二頁、八三～九頁）、ティンバーゲンも、「非計画的政策から計画的政策へ」に論及している（小金芳弘訳『経済計画』一九六五年六九頁以下、なお参照、恒松治治訳『開発計画』一九七〇年二九頁）。そして、この計画化が、「『執行部へ向かつての権力の流れ』という既に強力な傾向を、著しく増強する。」（Andrew Shonfield, *Modern Capitalism*, 1965, p. 236.）

I 国家計画の登場

——その思想と現実

国家計画の系譜

「測り知れぬ重要性をもった或る革命が、現在われわれの眼前で……法律を計画に取って代

えている。……政治的活動の目的は次第に法律を作ることではなくなるであろう。それはますます、計画を練り上げることを目指す。計画化の道具が、立法の制度に大部分取って代わる。」このフランスのロヴァン⁽¹⁾一九六一年の言に俟つまでもなく、今日、社会主義国家はいうに及ばず、資本主義国家においても、国家による計画化は憲法実践上絶対に無視しえぬ主要現象の一つである。このことは、それが前者では成文憲法に明定され、後者にあつては明文の憲法条項を欠く、という事情にはかわらない。いな、むしろ、憲法文書の上で全く無名・匿名にとどまるだけ、それだけ資本主義国家における国家計画の問題性はより一層重大である、とすらいわなければならない。

人間活動一般についてと同じく、部分的・断片的には古くから見られる国家的計画化の作用が、このようににわかに一般化し、国家機能の中枢的位置に進出し始めたのは、現実には、最初の総力戦であつた第一次大戦を機縁とする。しかし、その理論は、社会革命と結びついた計画経済の学説として、すでに一九世紀後半のマルクス主義思想の中に見出される。(E・H・カーは、さらに遡ってフリードリヒ・リストを「計画化理論の父」としているが⁽²⁾)。第一次大戦後ロシアの地に芽ばえた社会主義国家体制は、このマルクス主義(マルクス・レーニン主義)的計画化の理論と実践を強力な武器としつつ、瞠目すべき発展を遂げる。国家計画第一の系譜である。これは、科学的に把握される社会の発展法則に立脚した経済・社会の全面的計画化を目指すものであり、いわば「計画経済」計画国家への道に外ならない。

これに対し、戦時計画化のショックに加えて、戦後資本主義の高度化に伴い一層激化した経済的社会的諸矛盾に当面した資本主義諸国も、その活路を国家による統制、とくに計画的統制に求めざるをえない。大恐慌、第二次大戦、そしてイデオロギー的にはケインズ革命を経て、この方向は今や国家計画第二の系譜として確立している。現在のわが国も属するこの立場は、資本主義自由経済を基本的には維持しつつ、そのもはや十分に機能しえぬ局面について

計画化による修正を図ろうとするもの、換言すれば「市場のための計画」というきわめて逆説的な試み、シラの岩礁(完全な自由社会)とカリブデイスの渦(完全な計画社会)の間を縫う危険な綱渡りである。

これら、マルクス主義的計画化と現代資本主義的計画化(或いは、それ以前の段階の資本主義的自由放任)の中間に、社会の基本的計画化を指向しながらも、市民社会の遺産と見られる「自由と民主主義」との調和を図ろうとする理論的努力が、一九四〇年代以降主としてイギリスを舞台に存在する。現実化の地盤を未だかつて十分には見出していないとはいえ、「自由のための計画」といわれるこの社会民主主義的計画思想を、国家計画の系譜論の上で無視することはできない。これを「第三の道」すなわち国家計画第三の系譜とする。

なお、第二次大戦後、アジア・アフリカの新興諸国家に、第一、第二の何れにも連ならぬ、さりとて第三のものとも異質な、新たな範疇の国家計画への動向が出現している。⁽³⁾すなわち、「機能するアナーキー」などといわれながらも、ほとんどすべての開発途上国(developing nations)が開発計画(development plans)をもつのである。⁽⁴⁾それらは、低開発国家の情況の実にその論理から、プログラムの且つ包括的たらざるをえない。しかし同時に、それらには、独裁的な政治体制や経済活動の全面的な国有・国家管理を前提条件として受け容れる用意はない。ここから生まれてくるのは、「ソヴェト的計画化と異なると同じく、西欧諸国において具体化されてきた計画化とも異なる種属の計画化である。」⁽⁵⁾

以下本章は、国家計画の法理を論ずる前提として、その思想と現実の体系的理解の作業に取り組むが、その際、A・A諸国における問題は——それ自体きわめて興味あり重要なテーマであること、いうを俟たぬとはいえ——本稿の主題との関係で今は姑くこれを措き、前三者の系譜に即しつつ論述を展開する。なお、現代資本主義的計画観の変種(奇型ないし裏返し版)と目されうるファシズムの計画化とネオ・リベラルな反計画論を、二曲のインターリュード

として、三者の間に挿んだ。

- (1) Pierre Delvolvé, *Le Plan et la Procédure parlementaire*, 1964, p. 2 より引用。
 - (2) Charles Madge, *PLANNING, SOCIAL, Int. Enc. Soc. Sci. Vol. 12* (1968) p. 125f. による。
 - (3) 参照、C・B・マクファーンソン『現代世界の民主主義』（粟田訳・岩波新書、一九六七年）五七～八二頁、宮崎勇『経済計画の話』（日経文庫、一九七一年）四一～四六頁、ヤン・ティンバーゲン『開発計画』邦訳前掲（原書＝Jan Tinbergen, *Development Planning*, 1964）。「低開発諸国民は、各人に対する完全に人間的な生活の保障を開始できるくらいに物質的生産力の水準に到達できるまでには、ヨーロッパの共産主義諸国よりも、はるかに遠い道のりを歩まなければならないのである。」「ひとたび低開発国民が独立の国民となる決断を下した場合、その国民はそれ以上の選択の範囲をきびしく制限するような行動の進路に身をゆだねているのである。国民的独立を維持してゆかなければならないとすれば、国家の権力は国の経済的發展をかなり強行的な歩調で推進するために使用されなければならない。」「（マクファーンソン上掲書八〇頁、八一～二頁）
 - (4) 参照、Myrdal, *op. cit.*, p. 90. （邦訳一六二頁）
 - (5) 参照、Madge, *op. cit.*, p. 127.
 - (6) Myrdal, *op. cit.*, p. 93. （邦訳一六七頁）参照、*ibid.*, p. 89～93. （邦訳一六一～七頁）
- なお、本論文において、邦訳ある外国文献については原書と訳書両者の頁数を示してあるが、引用訳文は原文を基準とし、必ずしも訳書によっていない。

1 △空想から科学へ▽

——マルクス主義における計画

エンゲルスの計画論 国家の計画機能を本格的に社会科学の理論的関心の対象として取り上げたのは、一九世紀

後半におけるマルクス主義文献をもって濫觴とする。もっとも、マルクス自身は計画や計画化の用語にも觀念にも直接^①接触れるところがない。マルクス主義的計画論を確立したのは、実に、マルクスとともにマルクス主義の共同建設者たるフリードリヒ・エンゲルスその人である。すなわち、一八七八年の『反デュリング論』および同書から抜萃して二年後フランス語で公刊された『空想的社會主義から科學的社會主義へ』において、エンゲルスは、この主題をめぐって大略つぎのような理論を展開した。――

先ず、資本主義社会での計画について。ここでは、中世の「自然發生的で無計画的な分業」による生産に代わって、個々の工場内における「計画的な分業」による生産、すなわち「社会的生産」が登場する（「ブルジョアジーは、……かの「中世社会の」制約された生産手段を個人の生産手段から社会的なすなわち人間の集合によってのみ驅使しうる生産手段へと転化せしめることによって、初めてそれを巨大な生産力に変えることができた」^②）。しかし、これは商品生産を高め促す手段として取り入れられたに過ぎなかったので、同時にここに、社会化された生産方法と、依然として個人の私的生産を前提とする生産物の領得形態との（「社会的生産物が個々の資本家によって領得される」という）^③解きがたい矛盾が発生する。この、資本主義の根本的矛盾は、プロレタリアートとブルジョアジーの対立とともに、「個々の工場における生産の組織と、社会全体における生産のアナキーとの対立」となつて現われる。すなわち、もともと社会的生産のアナキーが支配する商品生産社会は、資本主義的生産方法の導入以降、その固有の法則すなわち「競争の強制的法則」をいよいよ激化せしめるが、その際用いられた主な手段は、実に「アナキーの反対物、すなわち個々の生産施設それぞれにおいて生産を社会的なものとして一層組織化すること」^④だったのである。エンゲルスが「資本主義的生産の無計画的性」について語るのは、このような、個々の工場での社会的計画的生産と敵対的な、「社会全体における生産のアナキー」の意味においてである。さればこそ、彼はこの無計画

性を「私企業の無計画的な増加となって現出する」と説明している。⁽⁵⁾

ところで、恐慌の周期的襲来によって今や明らかとなる、「工場内部の生産の社会的組織が、それと並びかつそれの上に立ってきた生産のアーキーと相容れなくなる点にまで発達した、という事実」は、生産力を社会的生産力として承認することを強力に要求し始める。かくて、資本家階級も、資本主義の枠内で可能な限りにおいて生産力の社会的性質を承認せざるをえなくなる。最初は株式会社、次いでトラスト、そして国有の形態で——。「産業の好況期……も、恐慌そのもの……も、われわれにさまざまな種類の株式会社として立ち現われるような、かなり大量な生産手段の社会化の形態へと駆り立てる。」「トラストにおいて、自由競争は独占に転化し、資本主義社会の無計画的生産は、押し寄せつつある社会主義社会の計画的生産の前に降伏する。もちろん、さしあたっては、なお資本家の利益のためであるが——。」さらに進んで、「資本主義社会の公式の代表者たる国家が、生産の指導を引き受けねばならなくなる。この国有化の必然性は、先ず初めに、郵便、電信、鉄道といった大運輸通信施設に現われる。」⁽⁶⁾こうして、資本主義体制の中でも、この段階では社会的ないし国家的計画が姿を現わすことになる。このことをエンゲルスは、一八九一年の『エアフルト綱領批判』で次のように述べている。——「株式会社による資本主義的生産は、すくなくともはや私的、生産ではなくて、多数人共同計算に適した生産である。そして、われわれが株式会社から、全産業部門を支配し独占するトラストへと移行するならば、そこでは、私的、生産が熄むのみでなく、無計画的性もまた終熄する。」⁽⁷⁾ただ注意すべきは、後年レーニンがこのエンゲルスの章句に註釈しているように、「もとより、完全な計画的性を与えようとも、大資本家たちが如何に生産の範囲を国内的な国際的規模で予め計算しようとも、彼らが如何に生産を計画的に規制しようとも、われわれは、にもかかわらず資本主義に、新しい段階ではあるがしかし疑いもなく

資本主義に、なおとどまっている。」⁽⁸⁾ 同じことは国有化についても妥当する。⁽⁹⁾

次いで、社会主義社会での計画について。エンゲルスは、資本主義における生産力の国有は矛盾の解決ではないが、解決の手がかりを秘めているといい、この解決は、「現代の生産力の社会的性格が真に承認され、したがって、生産、領得および交換の方法が生産手段の社会的性格と一致せしめられること」すなわちプロレタリア革命によってのみ可能であるとする。⁽¹⁰⁾ 「今日の生産力をそのついに認識された本性に従ってこのように取り扱うことによって、社会的な生産のアーキーに代わり、全体および各個人の需要に応じた生産の社会的・計画的な規制が登場する。」⁽¹¹⁾ すなわち、プロレタリアートが公権力を掌握し、ブルジョアジーの手から滑り落ちる社会的生産手段を公共的所有に移すことによって、「社会による生産手段の占取とともに商品生産は廃除され、したがって生産者に対する生産物の支配も廃絶される。社会的生産内部におけるアーキーは、計画的な意識的組織化に取って代わられる。」⁽¹²⁾ 「今や予め定められた計画による社会的生産が可能となる。」⁽¹³⁾ かくて、来るべき社会主義—共産主義社会においては、社会による「生産手段全体の占取と計画的管理」⁽¹⁴⁾ が実現される。それは「その生産諸力を単一の大きな計画に従って調和的に噛み合わせる社会」⁽¹⁵⁾ であり、そこでは計画は「価値」の介在なしに作定される。すなわち、「社会は、生産手段——それには特に労働力も属するが——に応じて生産計画を立てねばならぬであろう。諸種の消費財の効用が、相互に、またそれらの生産に必要な労働力に対して衡量され、それが計画を最終的に規定するであろう。」⁽¹⁶⁾ このような計画作用は、国家の死滅に至るまでの「プロレタリア国家或いは半国家」(レーニン)の中心的国家機能であるのみならず、いよいよ「人に対する支配」⁽¹⁷⁾ に代わって、事物の管理と生産過程の指導⁽¹⁸⁾ が現われる。「自由の王国」⁽¹⁹⁾ においても残存する社会的機能ということになる。

これを要するに、マルクス主義において「計画」とはもっぱら経済計画を意味し、それは資本主義の高度化とともに

に個々の企業内部から漸次社会的場面に進出し、国家独占資本主義の段階に至ってついに国家機能の重要な部分となる。しかし、本来私的生産を前提とする領得形態を固執する資本主義体制にとどまる限り、それはついに完全な社会的・科学的計画たりえず、生産・領得・分配の全経済過程を覆う真の計画は、社会運動法則の全面的把握が可能となる社会主義—共産主義の実現に俟たなければならない。⁽¹⁸⁾ここに、「計画」の物質的基盤は完成し、「ユートピア」は「科学」に進化することになる。

ソヴェトにおける計画

マルクス主義に立脚する国家計画は、ソ連建國とともに実現の歩を踏み出す。その一九

三六年憲法は、「ソヴェト社会主義共和国連邦（USSR）の経済生活は、社会的富を増大し、労働人民の物質的文化的水準を不断に高め、USSRの独立を強固にし、その国防能力を強化するためにする国家の国民経済計画によって、規定され指導されなければならない」（二一条）と謳い、「USSRの国民経済計画の設定」を「その国権の最高機関および国家行政機関によって代表されるUSSRの権限に属するものとし（一四条（j））、さらにUSSR閣僚会議の職権として、「国民経済計画および国家予算を執行し信用通貨制度を強化するための措置を講ずること」を挙げている（六八条（b）⁽¹⁹⁾）。かくて「国民経済計画」はUSSR閣僚会議の国家計画委員会^{ゴスプラン}——最高ソヴェトの任命する議長と、閣僚会議が自ら任命する議長代理、委員それぞれ若干名とで構成⁽²⁰⁾——において作成され監督されるが、そこで実質的に指導的役割を演ずるのは、党すなわちソ連共産党である。⁽²¹⁾一九二八—三三年以降、一九六六—七〇年で第八次を終了し、現在第九次計画についての党指令草案が下部討議にかけられている（第二四回党大会に提案）と伝えられる「五ヶ年計画」⁽²²⁾がそれに外ならない。

このようなソ連における国家計画について、ストデニキンはその「政治的、経済的な基礎」を説いている。——「国家的計画化、すなわち、ソヴェト政権が、ふくざつな経済的諸条件の全面的な認識と計算にもとづいて、社会主

義社会発展の経済法則を意識的に応用するということは、政治権力が労働階級の手にうつり、生産用具と生産手段とが社会の管理にうつっている条件があるときにだけ可能である。「ソ同盟における社会主義的な経済制度は、盲目的な経済法則の支配をなくしてしまった。社会主義的な経済制度にそなわるあたらしい経済法則は、社会主義的な再生産の計画的な拡大と、勤労者の物質的な福祉と文化的な水準の着実な増大という法則である。」⁽²³⁾ また、公定の海外向け啓蒙書『ソヴェトの国家と法』(一九六九年)の著者たちは、ソヴェト国家の第一の機能として「経済的組織化」のそれを挙げ、つぎのような説明を加える。——現代の国家独占資本主義の下では国家による経済への介入が広範に見られるが、社会主義国家は、このような経済事象への単なる「干渉」とどまらない。「それは、積極的な経済的改変と国民経済の計画化および管理のために設計されている。その任務は、社会主義的目的のための拡大再生産の全過程に影響力を及ぼすにある。経済的建設が国家活動の主要な方向となり、国家利益の主要な領域となる。社会主義国家が、他のいかなる国家もかつてもたなかった機能、すなわち経済的組織化の機能を展開する所以である。したがってそれは、他のいかなる体制の下でも考えられえぬものである国民経済を計画し指導する機構を設立する。」この場面で「生産者の総体」^{コルホーズ}ではなく「国家」が登場するのは、一に、現代の生産が「客観的経済法則の中央集権的かつ均衡のとれた利用」によってのみ処理されうる「高度に社会化された」性格をもつためであり、二に、「過渡期において、生産関係者たちの間になお残存する顕著な階級差別」の故である、と。⁽²⁴⁾

かくて、ソヴェト国家における計画は、西独のソヴェト法研究家ビリンスキーによれば、(1)党の主導性、(2)包括的性格 (a) 社会の生活領域全体を包摂、(b) 目標任務のみならず手段方法をも規定、(3) 法律としての効力、(4) 作定・実施・統制・保証の統一、(5) ミニマムとしての効力および(6) 計画化作業と計算・統計作業の緊密な提携によって特徴づけられる。⁽²⁵⁾ なお注意すべきは、第一に、ここでの「経済計画」は、マルクス・レーニン主義における「経済」の基礎

性・全体性から、単に経済的のみならず社会的・文化的領域をも包容し、したがって文学、芸術、社会団体の問題も国家による計画化に取り込まれるものであること。⁽²⁶⁾ 第二に、ソ連を始めとする社会主義国家の計画については、さらに、それが理念的には「科学的」計画とされながら、現実には計画者の認識・予測能力の不可避的不完全さの故に多かれ少なかれ不十分にとどまざるをえないことも、忘れられてはならない。⁽²⁷⁾ 一九五二年にスターリンが、それは競争と生産の無政府性の法則が効力を失った後生産手段の共有をもとに生まれてきた「国民経済の計画的発展の法則」に則すべきものであるが、現実の五ヶ年計画や年度計画はこの経済法則の要求を完全に反映しているとはいえない、と述べているのが想起されるし、共産主義社会の物質的・技術的基礎を創出する道標としてフルシチョフが第二回党大会（一九六一年一〇月）で発表した「二〇ヶ年計画」（一九六〇～八〇年）がソヴェト生産力の楽天的過大評価の故に「主観主義」「空理空論」と批判され、⁽²⁸⁾ 新（第九次）五ヶ年計画党指令草案がその「目標」の一項で、「経済科学の分野では、国民経済の実際の計画管理に客観的な経済法則を用いる最も効果的な方法を考え出〔すこと〕……に努力が向けられる」としているのも、思い合わされる。⁽²⁹⁾ そして最後に——しかし重要さは以上に優るとも劣らないが——、そこでの計画体制に近時「経済的刺激」の導入、分権化への傾向が顕著であることが注目されるべきである。例えば、前記新五ヶ年計画案の「目標」の他の項は、「共産主義建設の現段階の要請にこたえ、管理、計画、生産の経済的刺激の改善をすすめる。また労働者階級を経済管理により広範に参加させる」という方針を打ち出している。⁽³⁰⁾

東独における計画 第二次大戦後、東欧人民民主主義国家の建設とともに社会主義的計画体制はこれらの国々にも導入される。一九四七～五一年についてのユーゴスラヴィアの五ヶ年計画が嚆矢をなすが、⁽³¹⁾ 東ドイツにおいても、一九四九～五三年、一九五四～五八年の各五ヶ年計画、一九五九～六五年の七ヶ年計画（一九六三年新経済制度 NöS の採用によって中断）というように、「展望計画」（Perspektivepläne）が数次にわたって策定されつつある。⁽³²⁾ べ

ニンガーらの『行政法総論』によれば、「ドイツ民主共和国においては、国民経済的および文化的発展の国家による計画化は、社会主義建設の保障のため、また勤労者の物質的文化的水準の向上のための、国家の主要な方法である。国家的計画化の助けをかりて、国家は、労働者階級の党すなわちドイツ社会主義統一党の指導の下に、資本主義から社会主義への移行の時期——この時期にドイツ民主共和国は現在あるのだが——における経済的諸任務の解決を組織する。この目的のために、労働者・農民の国家は、社会的進歩に仕え社会主義的性格を帯びる客観的な、すなわち人間意思と独立に作用する、経済法則を意識的・計画的に十分利用する。国家的計画化の大きな意義が存するのは、それが、われわれの労働権力の条件下で効果をもつに至った社会主義の経済法則、ことに国民経済の計画的・比例的発展の法則に考慮を払い、社会主義の経済的基礎法則の完全な実現、すなわち、社会全体の絶えず成長する物質的文化的需要を、高度に発達した技術に基づく社会主義的生産の持続的成長と不断の完成とによって最大限充足するのに道を拓く、ということにある⁽³³⁾」

一九四九年のドイツ民主共和国憲法は、その二二条に「国民の生活基礎の確保および福祉の向上のために、国家は、国民の直接の共働のもとに立法機関により公的な経済計画を定立する。その実施の監視は議会の任務である」と規定し、経済計画についての議決を法律の形式による国民議会の権能とした⁽³⁴⁾(六三条、八八条)。計画立案機関は、閣僚会議の中心的機関としての国家計画委員会である。一九六八年の新憲法には、さらに多くの計画関係条項が盛り込まれている。まず第一部(「社会主義的社会秩序および国家秩序の基礎」)⁽³⁵⁾で、「科学の最先端の認識による社会的発展の計画化と指導」が社会主義的社会秩序の不可侵の基礎の一つとして挙げられた(三条二項)後、九条三項は、「ドイツ民主共和国においては、国民経済およびあらゆる他の社会的領域の計画化と指導の原則が妥当する。ドイツ民主共和国の国民経済は社会主義的計画経済である。社会主義の経済制度は、社会的発展の基礎問題の中央的国

家的な計画化と指導を、社会主義的商品生産者と地方的国家機関の自己責任に結合する」と高唱する。とくにその第三文（計画における中央的指導と自己責任的活動の統一）を、新憲法の公定註釈書は、「地方的特殊性のみならず、地方的イニシアティブ、共通の目標への前進の進路・方法・手段の多様性の完全かつ妨げられざる展開」を強調したレーニンの「民主的中央集権」論を引いて解説するが、これは、一九六三年以前の完全な中央管理経済体制を脱して「分権的計画化と経済的槓杆制」に立脚した今日の *Nos*⁽³⁶⁾ に対応するものであろう。新憲法はさらに、国民議会が国家計画につき最終的かつ拘束的に決定すると定め（四九条一項・二項⁽³⁷⁾）、科学的に基礎づけられた予測を行ない社会主義の経済制度の形成を組織し国民経済の計画的発展を指導することを閣僚会議の任とし（七八条二項）、国民、労働組合および農業生産者団体に国家計画への共働を保障している（二二条二項、四四条三項、四六条二項）。その他、なお随所に「計画」、「計画的」、「計画化」、「計画経済」への言及を見ることができる（一二条二項、二一条一項、二四条三項、三五条二項）。

(1) 「シュルダールが注意を促したように、マルクスは『計画化』の語も観念も用いなかった。」——E. V. Rostow, *infra*, p. 23. ちなみに、Myrdal, *op. cit.* p. 2 は、*“The Innocence of Marx”* なる小見出しの下に、「経済計画化の観念は普通マルクスおよびマルクス主義に関連づけられてきた。これは事実の誤りである。私は『経済計画化』や『計画経済』Planwirtschaft の語をマルクスの著作の中に見出すことができないとは考えてもいない」と述べている。

(2) Marx-Engels Werke Bd. 19 S. 212. (大内訳・岩波文庫『空想から科学へ』四七～八頁) Ibid. Bd. 20 S. 250f. (粟田訳・岩波文庫『反デューリング論』下巻二〇〇～二頁)

(3) Ibid. Bd. 19 S. 212f., S. 227. (邦訳四八～九頁、六九～七〇頁) Bd. 20 S. 251f. (邦訳二〇二～三頁)

(4) Ibid. Bd. 19 S. 214～6. (邦訳五一～四頁) Bd. 20 S. 253～5. (邦訳二〇四～八頁)

(5) Ibid. Bd. 20 S. 268. (邦訳二二二頁)

- (9) Ibid. Bd. 19 S. 219~21. (邦訳五七~六〇頁) Bd. 20 S. 257~9. (邦訳二一一~四頁)
- (7) Ibid. Bd. 22 S. 231f. (『ペルヘン選集』一七卷三七九~八〇頁)
- (8) W. I. Lenin, *Stat und Revolution* (1918), *Lenin Werke* Bd. 25 S. 456. (宇高訳・岩波文庫『国家と革命』九七頁)
- (6) 参照' Marx-Engels Werke Bd. 19 S. 222 (邦訳六一頁); Bd. 20 S. 260 (邦訳二一六頁)
- (10) Ibid. Bd. 19 S. 222. (邦訳六一頁) Bd. 20 S. 260. (邦訳二一六頁)
- (11) Ibid. Bd. 19 S. 223. (邦訳六三頁) Bd. 20 S. 261. (邦訳二一七頁)
- (12) Ibid. Bd. 19 S. 226. (邦訳六八頁) Bd. 20 S. 264. (邦訳二二三頁)
- (13) Ibid. Bd. 19 S. 228. (邦訳七一頁)
- (14) Ibid. Bd. 20 S. 295. (邦訳二七六頁)
- (15) Ibid. Bd. 20 S. 276. (邦訳二四三頁)
- (16) Ibid. Bd. 20 S. 288. (邦訳二六五頁)
- (17) Ibid. Bd. 19 S. 224, 226. (邦訳六五、六九頁) Bd. 20 S. 262, 264. (邦訳二一九、二三三頁)
- (18) 「生産手段の私的所有と利潤のための生産という条件は、真の科学的な経済計画の基本的条件を否定する。真の科学的な経済計画は、生産手段の単一所有と使用のための生産の組織を必要とするのである。」——R. Palme Dutt, *Fascism and Social Revolution*, 1934, p. 66. (岡田文夫訳一〇五頁)
- (19) 一九三六年ソ連憲法のテキストは' H. J. Berman & J. B. Quigley, *Basic Laws on the Structure of the Soviet State*, 1969, p. 4, p. 6, p. 14 による。
- (20) ゴスプランの構成、権限などについては、エス・エス・ストデニキン『ソヴェト行政法』(稲子・溪内共訳、一九五六年)七八~八〇頁。
- (21) 参照、カルピンスキー『ソ同盟憲法』(一九五三年)七八頁、Andreas Bilinsky, *Das sowjetische Wirtschaftsrecht*, 1968, S. 45f.; George Schöpflin (ed.), *The Soviet Union and Eastern Europe: A Handbook*, 1970, p. 282.
- (22) 第一次五ヶ年計画は一九二八/九~三二/三年(一九三二年末に完成宣言)、第二次は一九三三~三七年、第三次は一九三

- 八〇四二年（一九四一年独ソ戦争開始で中断）、第四次は一九四六〇年、第五次は一九五一〇年、第六次は一九五六〇年（途中で七ヶ年計画に取って代わる）、第七次は七ヶ年計画として一九五八〇年、第八次は一九六六〇年について作定・実施されている。——Schöpllin, op. cit., p. 282 n. 1 および平館利雄『ソヴェト計画経済の展開』（一九六八年）による。なお、第九次五ヶ年計画（一九七一〜七五年）党指令草案については、昭和四十六年二月一日付け毎日新聞一面・三面、朝日新聞一面・七面。
- (23) ストデニキン前掲書七八頁。
- (24) V. M. Chkhikvadze (ed.), *The Soviet State and Law*, 1969, p. 71f.
- (25) Bilinsky, op. cit., S. 45〜48. なお、「法律としての効力」については、ちんに参照、ibid., S. 489〜494；ストデニキン前掲書七七〜八頁。
- (26) 参照、ibid. S. 45.
- (27) 参照、ibid. S. 44f.
- (28) イ・ヴェ・スターリン「ソ同盟における社会主義の経済的諸問題」（レオンチェフ、ルビンシュタイン『現代帝国主義論・上巻』一九五二年）三〇二〜三頁。
- (29) 参照、平館前掲書三四五〜六頁。
- (30) 昭和四十六年二月一五日付け朝日新聞七面。
- (31) 参照、Schöpllin, op. cit., p. 291.
- (32) K. Bönninger - H. J. Hochbaum - F. Lekschas - G. Schulze, *Das Verwaltungsrecht der DDR : Allgemeiner Teil*, 1957, S. 86；Siegfried Mampel, *Die Verfassung der SBZ Deutschlands : Text u. Kommentar*, 2. Aufl. 1966, S. 138 以下。
- (33) Bönninger et als., op. cit., S. 85f.
- (34) 参照、Mampel, op. cit., S. 139, S. 324〜6；Gerd Rinck, *Wirtschaftsrecht*, 2. Aufl. 1969, S. 192〜6.
- (35) K. Sorgenicht - W. Weichelt - T. Riemann - H. J. Selmer (Hrsg.), *Verfassung der DDR : Dokumente - Kommentar*,

1969, Bd. I, S. 326.

(36) 参照 Rinck, op. cit., S. 191f.

(37) 参照 Sorgenicht et als., op. cit., Bd. II, S. 251.

2 インタメッツォ(一)

△国家のための計画▽

——ファシズムにおける計画

ナチス・ドイツにおける計画 第一次大戦後、一九三〇年前後の世界的経済恐慌を機に、資本主義国家もいよいよ計画化の問題に真正面から対決を迫られる。その一つの特異な——「鬼子」的——対応形態として、ファシズム「経済国家」⁽¹⁾が幕間に登場する。そもそも「理論なき運動」⁽²⁾として成長したファシズムに、一般に理論、特殊的には計画理論を整合的な形で探るのは困難をきわめるが、ドイツ・ナチズムの場合について敢えてこれを試みれば、左の如くである。

ナチス党綱領の公定解釈者でありナチス経済政策の推進者でもあったフェーダーによれば、「国民社会主義は私、有財産を原則的に承認」し、「すべてドイツ人には、一般的労働義務の枠内および私有財産の原則的承認の下において、自由な営業の可能性と労働収益の自由な処分がみとめられる」とされ、⁽³⁾したがって「計画経済的・マルクス主義的な、ならびにまた高度資本主義的な、社会化の努力」は明確に斥けられるという。⁽⁴⁾しかし、「公益は私益に優先する」(党綱領二四)をスローガンに「需要充足」経済に志向し、かくて「個人の手中における無節度な富の集積に限

界を画」し、「巨大経営体（コンツェルン、シンジケートおよびトラスト）」を「国有化」して、「一般の福祉と文化の促進のための工場共同体」を形成しようと謳うとき、すなわち、究極政策として「指導者原理」に立脚する「全ドイツ人の、大ドイツへの結集」（党綱領一）が高唱されるとき、国家の大規模な経済的・社会的計画活動は論理的必然とならざるをえない。「われに四年の日子を与えよ！」——一九三三年三月二〇日ヒトラーの全権要求に始まったいわゆる第一次四ヶ年計画（一九三六年九月まで）は、まさに事実をもってそのことを示した。ナチズムの好戦的体質の当然の帰結たる「国防経済」の理論——「戦争に勝たんとすれば平和を武装せよ！」——と手を携え、それは引き続き第二次四ヶ年計画（一九三六年九月—一九三八年三月）において、さらに全面的な展開を遂げる。

かくて、この時期の法学的イデオログたちは、経済・社会に対する国家の、さらには「民族共同体」の（「フュラーの」、主導権を主張してやまない。当時ナチス・イデオロギーに迎合した教科書（『行政』一九三七年）を書いたマウンツは、その行政概念の標識として、「フュラーの定立した計画に則る」という要素を第一に挙げた。⁽⁷⁾ また E・R・フーバーは、『ナチス国家の基礎、構成および経済秩序』叢書（一九三九年）の中で、「国家による経済の政治的指導のみが、経済的全体事象にひとつの意味を与える。そのみが、目標を樹立し、形式を創設し、且つ、全体の経済がひとつの統一的推進力を獲得し以て現実の秩序たらしめられるが如き中枢的決定を下すことができる」と述べる。⁽⁸⁾ 『ドイツ経済法』（一九三九年）の著者ヘーデマンも、国家と経済を「一つの新たなしるし」すなわち「民族共同体」の下に置きつつ、「国家の優位」（「民族への奉仕に際し国家は経済関係の整序において最高の地位を占める。」）——戦時態勢によっていよいよ強化される「国家の至上権」について語る。⁽⁹⁾ 他の論者に至っては、「経済は国家に奉仕し、したがって民族に奉仕する。それは民族的経済、すなわち、その任務と目標が民族的事象によって規定される経済秩序である」とまで説く。⁽¹⁰⁾ ここに「国家による経済計画」が大きく浮かび上がるが、ヘーデマンは、ナチ

ス的経済計画の全体に特徴的なこととして「事物を掌握する主権的な仕方 (sovereign Art)」に注意を促している。

——「民主国家に対して権威主義国家の最も価値ある特性の一つは、それがその経済計画を全く上から、しかも長期の展望に立って樹立しようということである。なぜなら、それは自らが議会での投票や内閣の崩壊から独立であることを知っているから。このことは、それが特に各種の経済事象を相互に調整することを可能ならしめる。」⁽¹¹⁾ヘーデマンは、さらに「計画」と「法」の関係に言及し、後者は前者およびその諸目標と直接に並存し、「法は計画を伴って、これを単なる政治的宣言 (プログラム) から上昇せしめ実際の実現にもたらす」と述べる。⁽¹²⁾

計画の基礎としての政治権力

この時代の代表的国法学者カール・シュミットの説くところに聴こう。彼はさす

が明敏に、一九三二年、ようやく顕かな「全体国家への変遷」を「(一〇年前のように『自由』へ、の代わりに)『計画』への不可避的傾向」に特徴づけられた「行政国家への変遷」と看破⁽¹³⁾し、一九四三／四四年には、当時の問題状況を「法律が計画化の手段に変質し、行政行為は指導行為に変質する」ところに見た。⁽¹⁴⁾彼の計画観が、政治(或いは権力、したがって国家)を社会・経済の上に置くナチス的特色を典型的に具えたものであること——もっともこのことは、彼の体系全体についていえるように、ナチスへの苟合というよりは、むしろ、それ自体ナチズムを含む危機的時代思潮の先駆的意味を担う彼独自の思想的立場——決断主義の当然の帰結なのであるが——は、彼の一九三三年におけるつぎの所論に明らかである。——「経済計画の定立も実施も本質的に政治権力を必要とする。私は、計画者が支配するのではなく、逆に、支配者が計画するのだ、とするハンス・フライヤーの見解に全く同意である。かくて私は確信するが、政治権力と支配が、効果的な経済全体計画にとって第一義的のものであり、欠くことのできぬ前提なのであって、逆に計画が支配を基礎づけるのではない。」⁽¹⁵⁾

これを要するに、危機に瀕した独占資本主義の非常の強力的打開策としてのファシズムにおける計画ないし計画

“理論”は、その圧倒的な「政治的性格」⁽¹⁶⁾によって特質づけられる。すなわち、“指導者原理”に基づく“民族共同体”↓“大ドイツ”の建設、そのための“需要充足経済”↓“国防経済”の確立こそが、支配的理念として一切の計画を嚮導する。(一九三六年一〇月二三日ゲーリングの四ヶ年計画全権委員就任宣言にいう。——「第二次四ヶ年計画とは何か? ドイツの名誉の確保とドイツ人の生活の確保、この実現にあると余は解する。總統が余に賦与された全権の目的は何か? 万人の力を糾合すること、またこれを一定の目的に統一的に導くこと、これがその目的でなければならぬ」⁽¹⁷⁾) それは、政治イデオロギー(ファシズム・イデオロギー)による“上からの”計画、この意味で、マンハイムをしていわしめれば「政治団体のための一種の拘束服」⁽¹⁸⁾である。かくて、ナチスの政權掌握後三年の時点において早くも、アメリカにあつてアーマースの下した左の評価は、本質を衝いたものといわねばならない。

——「ナチス経済国家は、国家が経済を操縦する^{ビジネス}という意味で『計画する』国家である。それは、省令によって、何がどれだけ如何なる価格で生産さるべきかを命令する。ナチス経済は、一つの中央の意志、すなわち政府の発する法律・命令が経済の流れを指図するのであつて、経済『法則』^{ロー}がそうするのではない、という意味で『計画された』経済である」⁽¹⁹⁾ ラスキも、ナチズムにおける計画化の基本性質を、第一にそれが戦争を意味するものであること、第二にそれは、支配階級の特権を守ろうとする必死の努力の一環として、個々の市民の個性を奪うものであること、の二点に求めている⁽²⁰⁾。

(1) Fritz Ermarth, *The New Germany : National Socialist Government in Theory and Practice*, 1936, p. 76. (具島訳『ナチス準戦時国家体制』昭和十二年一三九頁)

(2) 参照、H. Laski, *infra*, p. 96f. (邦訳一三二頁) (「ファシズムの哲学を発見するために多くの努力が費されてきた。それは精力の浪費である。」「要するに、われわれが知っているいかなる形でも、ファシズムには哲学は存在しない。」)

- Dutt, op. cit., p. 180, p. 177 (邦訳二五九、二五六頁)
- (3) Gottfried Feder, *Der Deutsche Staat auf nationaler u. sozialer Grundlage*, 7. Aufl. 1932, S. 42; *Das Programm der NSDAP und seine weltanschaulichen Grundgedanken*, 66.—70. Aufl. 1932, S. 35.
- (4) Feder, *Das Programm d. NSDAP*, S. 50. (参照 S. 48.)
- (5) Feder, *Der Dt. Staat*, S. 43; *Das Programm d. NSDAP*, S. 35, S. 50.
- (6) Justus Wilhelm Hedemann, *Deutsches Wirtschaftsrecht: Ein Grundriss*, 1939, S. 176. ニューロンベルク裁判で明らかにされた「四ヶ年計画に関するヒトラーの秘密覚書(一九三六年)」には、「それ故、余は次の任務を与える。……ドイツ経済は四年間に戦争能力を備えねばならない」とある。——ワルター・ホーファー『ナチス・ドキュメント』(救仁郷繁訳) [四三] 一一四頁。
- (7) Theodor Maunz, *Verwaltung*, 1937, S. 12.
- (8) Ernst Rudolf Huber, *Staat u. Wirtschaft*, 1939. (板垣与一訳『新独逸国家体系・第三卷』所収一三四頁)
- (9) Hedemann, op. cit., S. 24, S. 26, S. 414.
- (10) Hermann Messerschmidt, *Das Reich im Nationalsozialistischen Weltbild*, 6. Aufl. 1943, S. 94—前掲ホーファー『ナチス・ドキュメント』[四二] 一一一頁より引用。
- (11) Hedemann, op. cit., S. 44.
- (12) Ibid., S. 45.
- (13) Carl Schmitt, *Legalität und Legitimität*, 1932. —Verfassungsrechtliche Aufsätze aus den Jahren 1924—1954, 1958, S. 266.
- (14) C. Schmitt, *Die Lage der europäischen Rechtswissenschaft*, 1943/44. —Ibid., S. 407.
- (15) C. Schmitt, *Machtpositionen des modernen Staates*, 1933. —Ibid., S. 371.
- (16) Ermarth, op. cit., p. 101. (邦訳三二五頁)
- (17) 菊池春雄『ナチス戦時経済体制研究』(昭和一五年)三八頁より引用。
- (18) K. Mannheim, *Man and Society*, infra, p. 14. (邦訳・上巻一五頁)

(19) Ermarth, op. cit., p. 170. (邦訳三二四頁)

(20) Laski, *infra*, p. 307. (邦訳二二六頁)

3 第三の道

——社会民主主義の計画論

マンハイムの「自由のための計画化」 ソ連とファシズム独伊の計画化に強く刺激されつつ、しかもこれらを均しく「独裁的」「全体主義的」として排斥し、「計画化」を基本としながらも自由かつ民主的な社会に照準を定める思想が、第二次大戦の試練のさ中から資本主義陣営の内部に生まれてくる。マンハイム、ラスキ、E・H・カー*など、社会民主主義者たちの計画論がそれである。

知識社会学に拠る「戦闘的民主主義者」カール・マンハイムは、ナチスに逐われ一九四〇年亡命の地ロンドンで世に問うた『再建の時代における人間と社会』（一九三五年公刊の同名のドイツ語本の英訳改訂増補版）において、高らかに「自由のための計画化」を唱道した。同一のテーマはその遺著『自由、権力および民主的計画化』（一九五〇年）にも鳴り響く。自らの体験から、「産業社会の現段階では何らかの形の計画化は不可避である」ことを悟ったとする彼は、⁽¹⁾「もはや選択は計画化と自由放任の間にあるのではなく、⁽²⁾良き計画化と悪しき計画化の間のみある」として、「⁽³⁾最大限の自由と自己決定を許すであろう計画化の一形態」を探索する。けだし、「計画化は、社会における創造的諸傾向に基づく場合、換言すれば、生きた諸力を抑圧することなく統制する場合にのみ、積極的価値をもちうる⁽⁴⁾」と彼は考えるからである。

マンハイムのいう「計画化」とは、「社会の生体に対する恣意的力の支配」や「創造的活動に取って代わろうとする独裁的試み」ではなく、「社会の全メカニズムおよびそれが作用する仕方についての完全な知識に基づいて、社会秩序における不適応の根源を意識的に攻撃すること」、すなわち「症状を治療するのではなく、結果を十分に認識しつつ戦略点を攻撃すること」を意味する⁽⁵⁾。彼によれば、人間の思考形式は「偶然の発見 (Erfinden)」から「発見 (Erfinden)」へと進化するが、⁽⁶⁾ 今やわれわれは、さらに「事件の全複合体を、各情況ごとに存在する要害地点から把握」する「計画化・計画的思考 (Planen)」の段階への移行に直面している⁽⁷⁾。後述ハイエクが道路交通に借例したのに暗合して、マンハイムも、交叉点において自動車の交通量が少ない間は各車の自由に放任しておいて差し支えないが、互いに避け合う余地がないほど車が混んでくる（「事件の密度」）と、交通巡査による「計画的規制」、「巡査の計画」に従うことがどうしても必要になる、との比喻をもち出す⁽⁸⁾。

計画化は、現代社会への不可避の対応として処方される。その際前提となる「診断」は、「小集団の狭隘な世界が比較的短期間に大社会へと拡大した」^{グレート・ソサエティ} 事実⁽⁹⁾に起因する「解体」の諸症状である。このような情況への反応としてマンハイムは、ファシズムの悲観的、コミュニズムの楽天的、両つを包括する「全体主義的計画化」と、「民主主義的計画化」⁽¹⁰⁾とを見るが、前者の独裁制は彼のいう「最大限の自由と自己決定」を許すものではない。かくて、「われわれの任務は、計画化によって社会秩序^{システム}を建設することである。しかし、その計画化とは特殊な種類の計画化である。すなわち、それは民主的統制に服する自由のための計画化でなければならない」ということになる。——「要するに、規格化 (regimentation) ではなくて、プランニング」でなければならない⁽¹¹⁾。このために、「計画化社会における政府の民主的統制」の可能性が探られる⁽¹²⁾。——「民主主義と計画化は相互に排他的であるというイギリスで普及している理論と反対に、われわれは民主的統制は可能であると信ずる」⁽¹³⁾。「計画化社会を民主的に体制化する問題は、主とし

て、官僚的絶対主義を回避するにある」が、「それはすべて、われわれが民主主義的、議會制的統制を計画化社会へ移行せしめる方途を見出しうるか否かにかかっている。もしこの統制が計画化社会を設立しようとする努力のために破壊されるならば、計画化は災厄であって救済ではなくなるであろう。他方、新しい自由の保障を合体した地方自治体的統制の下での計画化は、社会技術の現段階において可能な唯一の解決法である。この新しい社会を完成するチャンスは、たしかに限られている。その社会は全然予定のものではない。しかし、これこそまさに、われわれの新しい自由が始まる地点である。⁽¹⁴⁾」なお、この社会「再建」の「土台としての教育」を重視する点、⁽¹⁵⁾ロンドン大学教育学主任教授たりユネスコ歐洲部長たりしマンハイムの面目躍如たるものがある。こうして指し示される「自由かつ民主的」な計画化社会への途を、マンハイムはラスキとともに、「第三の道」と呼んだ（「ザ・サード・ウェイは、多数者の合意による平和的改革のために努力する」⁽¹⁶⁾）。

マンハイムの計画論に対しては、社会を全体として再設計するよりはむしろ「小さな調節と再調節」によって改変して行こうという「漸次的社会工学（piecemeal social engineering）」の立場からする哲学者カール・ポPPERの鋭い批判がある。彼は、マンハイムの所説を「ユートピア的」、すなわち「全体論」^{ホーリズム}且つ歴史発展の不可避的法則性を信奉する意味で「歴史主義」^{ヒストリシズム}と論難した。⁽¹⁷⁾しかしこれには、マンハイム理論を素朴な集産主義的計画化と同視する誤解に出る面もあり、⁽¹⁸⁾問題は、むしろよりすぐれて、計画社会の最終の保証を求めて終に「教育」に逃げ込まざるをえなかったその無力な実践性⁽¹⁹⁾（しかも、教育による人間性操作は果たして彼の「計画化」の目指す「最大限の自由と自己決定」と両立するであろうか）にあるというべきであろう。

ラスキの「計画的デモクラシー」⁽²⁰⁾いま一人の有力な社会民主主義的計画論者に、イギリス労働党左派を理論的に指導したハロルド・ラスキがいる。彼は、一九四二年の労働党年次大会において、執行部を代表して「計画経済民

主義⁽²⁰⁾を紹介し、「自由競争の資本主義時代は去った。民主主義とは社会共有の消費に対する完全生産を計画する平等の社会以外の何物でもない」と演説したが、翌一九四三年には、その著『現代の革命についての諸省察』の結論の一章を「^{ブランド・デモクラシー}計画的民主主義」に充てている。

第二次大戦のさ中であつて彼は、「それら「二つの大戦」は、われわれが何を望もうとも、われわれを計画された社会の必然性へと導く」こと、「この戦争の終結までに、われわれは計画された社会の時代へと入っているであろう」ことを「明瞭」「確實」な事実として認識する⁽²¹⁾。かくて、計画された社会は自由と民主主義の否定に外ならぬと攻撃するアメリカの高名なジャーナリスト、リップマン(後述)その他の主張を、計画されざる社会は「資本主義的デモクラシー」への歴史的後退と「不平等な社会」を意味すると論じて斥ける彼は、しかし、これまでに出現した計画社会が、ソ連をも含めて、一般民衆の福祉の減少と自由の制約をもたらした事実は承認し、これに対して、「われわれがそのために計画しようとするのは、民主主義と自由である」と述べる⁽²²⁾。そのためには、従来政治の領域に限られてきた民主主義を経済的・社会的生活にまで全面的に拡大することが必要であり(「政治的民主主義が経済的独占の主人とならぬばならぬか、さもなれば、経済的独占が政治的民主主義の主人となるであろう」⁽²⁶⁾)、それはラスキによれば、中産階級が「生産関係を生産力に適合せしめることを可能ならしめる根本的変革を自ら開始する」こと、「いわば、歴史現象中かの最も稀有のものである合意による革命(revolution by consent)を開始する」ことによつてのみ可能なのであつた⁽²⁷⁾。ここで、彼が「社会が^{ブランド・システム}計画制を採用するのは、生産手段の共同所有を基礎とする」と書く⁽²⁸⁾のは注意を惹くが、すでに「マルクス主義への傾倒」より脱しつつあつたこの時期のラスキにとつて、この「革命」(「資本主義的デモクラシーから計画されたデモクラシーへの移行」⁽³⁰⁾)はあくまで「合意」によるべきものであり(「暴力による革命は、たとえうまくいっても、民主主義の諸手続を停止せざるをえない」⁽³¹⁾)、また未来の経済はそ

の根本的基礎 (1)「最もヴァイタル」なものとして、資本と信用の供給の統制、(2)国家による土地の所有と統制、(3)輸出入貿易の国家統制および(4)交通・燃料・動力の国有と国家統制) が多数者の利益のために共同体の手に握られ、その枠内で「議会制民主主義の歴史的方法によって」発展すべきものとされる点、⁽³²⁾社会民主主義の埒にとどまるといわねばならない。「ブランド・デモクラシー」について、ラスキは、第一に、そこで計画化と自由とが両立すべきならば計画化の導入を裏づける「市民の一般的合意」が不可欠であり、第二に、計画社会には「優先順位 (priorities)」が存在し、「市民たちの自由は社会の必要の函数となり、市民たちの許される自発性の限界は社会が内包する論理によって画される」と説明する。⁽³³⁾すなわち、「ブランド・デモクラシー」の特徴は、一言でいえば、そのメンバーたちが同意した目的ないし価値体系に市場を従属させることであるであろう。⁽³⁴⁾最後に、このような「ブランド・デモクラシー」において初めて、「完成された個性の発現」が市民大衆にとって可能となり、この意味で、「歴史上これまで、人類の大多数があえて要求しうると殆ど知りさえしなかった」自由、すなわち「積極的自由」が実現されること⁽³⁵⁾が強調される。かくて、ラスキの本書の最終第八章は、正確には「ブランド・デモクラシーにおける自由」と題されているのである。

ラスキの主張は、「チャーチルやビーヴァー・ブルック」からも、「プラウダ紙」からも激しい非難攻撃を浴びた。⁽³⁶⁾「社会民主主義」の宿命であるが、彼の指導した英国労働党の綱領は、戦後アトリー内閣(一九四五―五一年)の下において、国有化政策はある程度(もつとも、それは資本主義―国家独占資本主義―の埒を出るものではなかったが)、⁽³⁷⁾四二年のビヴァリッジ報告にすでに胚胎する社会保障を中心とした福祉政策はかなりの程度(いわゆる「ゆりかごから墓場まで」のイギリス版「福祉国家」welfare stateの確立)⁽³⁸⁾実現された。しかし、それらは単なる「政策」を超えて「計画」の域に達するもの(ティンバーゲンのいう「計画的政策」)ではなかった。⁽³⁹⁾そのことは、戦後イギ

リスの政治・経済が全体としては明確な将来への展望と予測に欠けて、「手から口へ」のその日暮らしに追われ、——五〇年代の保守党政府の無策も相俟ち——ついに今日の窮況に立ち至っている事情が、如実に証明する。しかし、労働党政権は計画化について語るにだけはきわめて多くを語ったのであり、かくて「それによって、計画化は物理的強制、規格化、そして耐乏生活と同視できると国民の多くを確信させるのに期せずして成功した」と皮肉に評せられることにもなる。⁽⁴⁰⁾ ションフィールドも、一九四〇年代の労働党政府は「絶えず『計画化』について語った」が、「実際のところは、労働党の計画化の全働きは、それがとにかく機能したとしても、全く短期の目標に向けられていた」と述べている。⁽⁴¹⁾ もつとも、一九六四年再び労働党内閣が成立して以後事情は変わるが、そこでの「計画化」は、第五節に述べるように、もはや「第三の道」とはいえぬ現代資本主義的計画化の範疇に属するものと化してしまっている。

- (1) Karl Mannheim, *Man and Society in an Age of Reconstruction — Studies in Modern Social Structure*, 1940, p. 4. (福武直訳四頁)
- (2) Ibid., p. 6. (邦訳六頁)
- (3) Ibid., p. 7. (邦訳七頁)
- (4) Ibid., p. 14. (邦訳一六頁)
- (5) Ibid., p. 114. (邦訳一三八頁)
- (6) Ibid., p. 150f. (邦訳一八〇～一八一頁)
- (7) Ibid., p. 152f. (邦訳一八二～四頁)
- (8) Ibid., p. 157. (邦訳一八八～九頁)
- (9) K. Mannheim, *Freedom, Power and Democratic Planning*, 1950, p. 3～21. p. 4, p. 5.
- (10) Ibid., p. 22～37.

- (11) Ibid., p. 29.
- (12) Ibid., p. 145～169. *Man and Society*, p. 327～366. (邦訳三九八～四四六頁)
- (13) *Man and Society*, p. 668. (邦訳四一頁)
- (14) Ibid., p. 380. (邦訳四六二頁)
- (15) *Freedom, Power and Democratic Planning*, p. 246～65.
- (16) Ibid., p. 118.
- (17) Karl R. Popper, *The Poverty of Historicism*, 1957, 2nd ed. 1960 (paperback 1961), p. 64ff. (久野・市井訳『歴史主義の貧困』昭和三六年一〇二頁以下) なお参照 Madge, op. cit., p. 126f.
- (18) 参照、久保田正雄「計画の原理—マンハイム研究—」(明大『政経論叢』三八卷三号一九七〇年) 一三四頁以下。
- (19) 同右一六三頁註五八は、鈴木広を引いて、「マンハイムが社会計画において人間教育に立ちかえたことについては、彼の理論が現実的な力に転化する実践性に乏しいため、遂に『人間の自覚』に最後の道を探らざるを得なくなったのだ、という見方が成立つかもしれない」としている。
- (20) マーティン『ハロルド・ラスキー—社会主義者の歩み—』(山田文雄訳・昭和三〇年) 二二七～八頁による。
- (21) Harold J. Laski, *Reflections on the Revolution of Our Time*, 1943, p. 163, p. 307. (笠原美子訳二二八頁、四三五頁)
- (22) Ibid., p. 311～330, p. 325～327, p. 328. (邦訳四四二～六八頁、四六一～三頁、四六六頁)
- (23) Ibid., p. 163, p. 330. (邦訳二二九頁、四六八頁)
- (24) Ibid., p. 164. (邦訳二三〇頁)
- (25) Ibid., p. 34, p. 140. (邦訳四一頁、一九五頁)
- (26) Ibid., p. 310. (邦訳四四〇頁)
- (27) Ibid., p. 37. (邦訳四六頁)
- (28) Ibid., p. 343. (邦訳四八七頁)
- (29) 参照、辻清明「現代国家における権力と自由」(『世界の名著六〇・バジョット—ラスキーマッキーバー』一九七〇年へ

の解説)三四頁、四〇頁。

- (30) Laski, op. cit., p. 342. (邦訳四八六頁)
 - (31) Ibid., p. 161. (邦訳二二五頁)
 - (32) Ibid., p. 307~9. (邦訳四三六~八頁)
 - (33) Ibid., p. 336f. (邦訳四七七~八頁)
 - (34) Ibid., p. 340. (邦訳四八四頁)
 - (35) Ibid., p. 349, p. 351, p. 358. (邦訳四九四頁、四九七頁、五〇七頁)
 - (36) 参照、マーティン前掲書二七三~六頁。
 - (37) 参照、横越英一他『ハロルド・ラスキ研究』(一九五四年)六二~六頁。Ralph Miliband, *The State in Capitalist Society*, 1969, p. 107 (田口富久治訳一二五頁)によれば、「この政府が在任期間中に貫徹した国有化プログラムは、労働党の活動家たちが望んだよりも、或いは、一九四五年七月に労働党に投票した人々が十中八九支持する心積りであったであろうよりも、遙かに狭い範囲のものであった。」
 - (38) 参照、大熊・宗像・鶴飼・関他『現代福祉国家論』(昭和三四年)五八頁以下。なお、Miliband, op. cit., p. 110 (邦訳一二七頁)は、この福祉政策についても、「しかしそれは、いかに重要であったとしても、現在の権力ないし特権の体制に対する何の脅威も作り出さなかった。それが作り出したのは、現存社会秩序の或る程度の人間化であった」としている。
 - (39) マーティン前掲書二五二~三頁は、「労働党治世の最初の数年を占むべき国内政策に関しては、論議は無かった。最初の仕事は鉱業その他の基礎産業並に公共事業を、長期計画で国有化する事であった。それにつづいて各党が原則として一致する国民保健事業を含む一連の福祉計画がある」(傍点手島)といっているが——。なお、ティンバーゲンの「計画的政策」については、同『経済計画』前掲訳書(原著=J. Tinbergen, *Central Planning*, 1964)六九頁以下。
 - (40) A. H. Hanson, *Planning and the Politicians*, 1969, p. 132.
 - (41) Andrew Shonfield, *Modern Capitalism: The Changing Balance of Public and Private Power*, 1965, p. 89.
- * カーの計画論については、清水幾太郎訳『新しい社会』(原著=E. H. Carr, *The New Society*, 1951)二九~五九頁。

4 インタメッツォ(二)

△隷従への道▽

——新自由主義的反計画観

リップマンの「良き社会」

社会主義国家、ファシズム国家、そして——次節に詳説するように——非ファシズム的資本主義国家においても、その動機と規模、したがってその社会的意味と実効性、の差こそあれ、計画化は今や全世界をおおう普遍的現象となる。この滔々たる大勢に抗する反動として、三、四〇年代、ネオ・リベリズムの立場からする反対の焰が一時燃え上がった。アメリカで「ニュー・ディール」に対し告発の刃を突きつけた高名のジャーナリスト、ウォルター・リップマンの『ザ・グッド・ソサエティ』（一九三七年）が、その早期の一例である。

彼の徹底したりべラルな眼には、「社会的再建の全体計画」^{ゼネラル・プランズ}はすべて、「権力への意志の合理化」に過ぎず、その故に「狂信と暴政の始まり」としてしか映じなかつた。¹彼はその華麗な才筆を振るって論じ来り論じ去る。——「計画

システムズ」や体系や包括的組織を渴望するのは、現実と折り合わなかつた未熟な哲学の思慕の情である。」経済の現状を保護立

法と独占の計画によって安定させようとする保守主義者も、計画経済の世界の青写真を作る革命論者も、「何れも、

ブラジルのジャングルから正式の庭園を作る目的で風致的都市計画術を研究するのと同じように、現実を顧慮してい

ない。」「なぜなら、社会が大きければ大きいほど、生活水準が高く変化に富んでいなければならないほど、その人民の発明

・企業・適応へのエネルギーが多様化されていなければならないほど、それだけ、社会秩序が絶対権威^{エクス・カテドラ}をもって計画化された

り行政的命令によって支配されたりできぬことは確かであるから。」文明の総体的管理に必要とされる資質は「超人

間的」なものである。「これら能力を人間は未だかつて所有したことはない。理論を立てるにあたって知らずにこのような能力を要請するとき、われわれは、いかなる現実的経験にも何ら保証をもたぬ人間性の觀念に、われわれの希望を託しているのである。集産主義的計画者たちは、人類について語らずして、彼らの夢に構想された或る他の種属について語っている。彼らは、人間が所有するのは甚だ似ても似つかぬ知性と徳性の素質を自明と仮定するのであるから、人間存在がそこでは生まれながらに天使のように飛び、夏の微風の芳香を糧とする能力を授けられ、かつありとあらゆる知識を賦与されているような社会のための計画を作ること、全く同じように理解可能となるであろう。」かくて、リップマンの自由主義哲学に対する確固たる信念は、彼をして、「グッド・ソサエティは建築学的設計をもたない。青写真は存在しない。人間生活がそれにはめ込まれて型どらるべき鑄型は存在しない。実際、このような鑄型の青写真を期待するのは、自由主義的氣質がそれに対して絶えずプロテストするところの思考様式である」といわしめるのである。⁽²⁾

ハイエクの計画批判 しかし、現代的反計画論の第一人者としては、余人はさて置き、塙都からロンドンそしてシカゴと自由世界を股にかけたウィーン学派の経済学者フリードリヒ・フォン・ハイエクに指を屈する。⁽³⁾

この、ジャーナリストイックな才能に恵まれた教授は、「つねに国家をこの世の地獄たらしめてきたもの、それはまさしく、人が国家を彼の天国たらしめようと努力したということに外ならなかった」と歌う詩人ヘルダーリンをエピグラムに引きつつ、社会主義において「自由への道」としてわれわれに約束されたものは、実は隷属への大道であった⁽⁴⁾ときめつける。ここに、彼の論争的な「政治的書物」——『隷従への道』(一九四四年)が生まれる。本書を結ぶにあたって「個人のための自由の政策が唯一の真に進歩的な政策であるという指導原理は、一九世紀におけると同様、今なお依然として正しい」と自由主義的信念を告白するハイエクは、⁽⁶⁾「競争をできるだけ効果的かつ有益にする

ため要求される、そのきわめて必要な「計画化」は是認する。⁽⁷⁾「競争に対抗する計画化——競争に取って代わるべき計画化」こそが、彼の徹底的攻撃の標的なのである。⁽⁸⁾——「現代の計画論者たちによれば、また彼らの目的にとつては、その中で種々の活動が様々の人間によつて彼らの個々の計画に従つて遂行されるような、最も合理的な永続的フレームワークを工夫するのでは十分でない。この自由主義的な計画は、計画論者たちによれば計画ではない。——事実それは、何びとが何を持つべきかについての各個の見解を満足させるように工夫された計画ではない。われわれの計画論者たちが要求するのは、社会の資源が一定の方法で特定の目的に役立つように如何に『意識的に管理』さるべきかを定める単一の計画に従つた、全経済活動の中央的指揮なのである。⁽⁹⁾」そして、ハイエクの考えでは、今日われわれは殆んどすべての生活部面で他人の経済活動に依存しているから、このような「経済計画化は、われわれの生活の殆んど全体を指図することを意味することとなる。⁽¹⁰⁾」

ハイエクは先ず、現代における「計画化の『不可避性』」なる「神話」を斥け、「独占および計画化への傾向は、われわれのコントロールの及ばない何らかの『客観的事実』の結果ではなく、半世紀にわたつて育成普及されついにわれわれの政策すべてを支配するに至つた意見の結果である」と言い切る。⁽¹¹⁾すなわち彼は、「技術的変化」が競争を不可能にし独占か計画化へ不可避的に導くという議論——「主として、『産業の集中』というマルクス主義の学説に由来する」信念——は、大企業必ずしも高能率でないという事実、また科学的計画化や産業の意識的組織がむしろ若い資本主義国家とくにドイツに典型的に現われイギリスではずっと遅れているという歴史的事実によつて反証され⁽¹²⁾と、計画化は必然の成り行きではなく「意図的行動」の所産に外ならないと結論するのである。⁽¹³⁾

ここに、このような非必然論を前提に、計画化現象に対して自由主義的な否定的評価が下されることになる。第一に、デモクラシーの視点から。「計画化は、われわれがこれまでよりも遙かに多数の主題について同意することが必

要となるような状況を創り出すし、また、計画化された体制の中では、われわれは、われわれが同意できる任務に共同行動を限定することはできず、およそ何らかの行動が取られるためには、あらゆることについて同意を生み出すことを余儀なくされる⁽¹⁴⁾」ところが、議会―多数決の制度は、このような仕事にはおよそ「不向き」であり「非効果的」である。すなわち、議会は包括的計画について常に同意できるとは限らないし、また首尾一貫した一箇の計画を分解して個々の項目につき票決するというのも無意味である⁽¹⁵⁾。議会が計画を決定するのは、「民主的手続で野戦の計画をうまく立てる」よりも難しい。――「戦略におけると同様、任務を専門家に委任することが不可避となる⁽¹⁶⁾。」「かくて「計画化は独裁に導く」としてハイエクはいう、「計画化とデモクラシーの衝突が生ずるのは、まさに、経済活動の指導が必要とする自由の抑圧に対してデモクラシーが障碍となる、という事実からに外ならない⁽¹⁷⁾。」

第二に、「法の支配」の観点から。一九二〇年前後ウィーン大学に法学をも学んだハイエクの理解に従えば、自由国家を専制国家から際立たせる最大の原則である「法の支配^{ルール・オブ・ロー}」とは、「政府がそのすべての行動において、あらかじめ決定され告知された諸規則――政府がその強制権力を如何に行使するであろうか、かなりの確かさをもって予見することを可能ならしめ、この知識に基づいて各人自らの個人的事項を計画することを可能ならしめるような諸規則――によって拘束されている、ということの意味する⁽¹⁸⁾。」ところが、計画化はこの逆を行くのであり、「恣意を妨止する一般的・形式的な諸規則に前以て自らをつなぎ止めることはできない。それは、人々の現在の諸要求をそれらが発生するや取り上げて、それらの間に慎重に選択をなさねばならない⁽¹⁹⁾。」法の支配のいう「形式的な法ないし正義」と計画化における「実質的な規則」の違いは、ここで、「道路交通規則の制定」と「何処へ行くべきか人々に命ずること」との違い、一層ベターには、「道路標識^{サインポスト}の設置」と「どの道路を取るべきか人々に命令すること」との違いにたとえられる⁽²⁰⁾。かくて、計画化された社会にあっては、政府の強制権力の行使はもはや予め確立された諸規則に

よって限定されることなく、必要に応じて随時合法化されうるし、また合法化されねばならなくなる（「計画化された社会では法の支配は維持できない」⁽²¹⁾）。——「政府に無制限の権力を与えることによって、最も恣意的な規則も合法となされうる。そして、このようにしてデモクラシーが、考えうる最も完全な専制政治を築くことになるかも知れない」⁽²²⁾」

- (1) Walter Lippmann, *The Good Society*, 1937, p. 365. — Madge, op. cit., p. 126 の引用。
- (2) Lippmann, op. cit., Chap. 16. — *The Essential Lippmann: A Political Philosophy for Liberal Democracy*, ed. by C. Rossiter & J. Lare, 1963, p. 462 ～ 464 の引用。
- (3) Ralf Dahrendorf, *Essays in the Theory of Society*, 1968, p. 217 n. 2. 他は Milton Friedman, Karl Popper, Raymond Aron を、なんぞ M・フリードマンを「希釈されざる一八世紀的自由主義」の「市場の合理主義」論者と「」挙げてゐる。
- (4) Friedrich A. Hayek, *The Road to Serfdom*, 1944, p. 24, p. 26f. (一谷藤一郎訳三七頁、四二頁)
- (5) Ibid., PREFACE, p. vi. (邦訳三頁)
- (6) Ibid., p. 240. (邦訳三〇五頁)
- (7) Ibid., p. 42. (邦訳六一頁)
- (8) Ibid., p. 42. (邦訳六一頁)
- (9) Ibid., p. 35. (邦訳五三頁)
- (10) Ibid., p. 92. (邦訳一二四～五頁)
- (11) Ibid., p. 43. (邦訳六四頁)
- (12) Ibid., p. 43 ～ 46. (邦訳六四～六九頁)
- (13) Ibid., p. 52f. (邦訳七四頁)
- (14) Ibid., p. 62. (邦訳八六頁)

- (15) Ibid., p. 62~64. (邦訳八六~八九頁)
- (16) Ibid., p. 64. (邦訳八九頁)
- (17) Ibid., p. 70. (邦訳九六頁)
- (18) Ibid., p. 72. (邦訳一〇〇頁) なお参照、ibid., p. 83f. (邦訳一二三~四頁)
- (19) Ibid., p. 73f. (邦訳一〇一~一二頁)
- (20) Ibid., p. 74. (邦訳一〇二頁)
- (21) Ibid., p. 82. (邦訳一二二頁)
- (22) Ibid., p. 82f. (邦訳一二二頁)

5 △市場のための計画▽*

——現代資本主義における計画

ケインズ主義 一九一四年以前、資本主義社会はまさしく“無計画”社会であった。わずかに軍隊の参謀本部が、国家的“計画”を立案しうる機関として存在したに過ぎない。⁽¹⁾ けだし、すでに先世紀の前半(一八三二~四年)にクラウゼヴィッツが、「国民の総力を挙げて遂行される近代戦が、彼我の常備軍のあいだの關係だけを目安にして一切の計画を立てる往時の戦争とは異なる諸原則に従って準備されるのは当然である」と喝破したように⁽²⁾、近代戦は実に一国の工業力に依存しており、したがって軍事計画者は工業を始め民間の問題全般を度外視できぬからである。第一次大戦は、このような意味での総力戦における勝利という至上要請の下、すでに潜在的には自由放任の諸矛盾に冒されつつあったこの社会に、国家による計画化への決定的踏切り板として作用した。この趨勢は、戦後も完全には

逆戻りせず、かたやソ連こなたファシズム独伊の計画体制の強烈なショック、そして世界的大恐慌、さらに第二次大戦を通じて進行し、経済的・社会的・政治的・国際的諸事情の一層錯雑した一九四五年以降、なお、むしろ強化の一端にある。

このような現代資本主義の事実的趨勢に一つの強力なイデオロギー的・理論的支柱を与えたのはケインズ主義である。すでに一九二六年、その学祖ジョン・メイナード・ケインズは、小著『レッセ・フェールの終焉』を公けにし、その中で、「私の考えるには、資本主義は賢明に運営されるならば多分これまで考えられたいかなる他の体制よりも経済的諸目的を達成するのにより、効率的たらしめられることができるが、しかしそれは、それ自身に多くの点で大いに反対さるべきものをもっている」と述べ、次の前進のステップは政治的アジテーションや未熟な実験からではなく「思索」から出発すべきであるとして、この「知性主義」⁽³⁾の立場からつぎのような処方箋を示している。——「現代における最大の経済的害悪の多くは、危険、不確実および無知の所産である。それは、境遇や能力に恵まれた特定の個人が不確実と無知を利用することができからであり、また同じ理由で、大企業がしばしば、富の大なる不平等がもたらされる富くじであるからである。そして、これら同じファクターがまた、失業の原因であり、能率と生産が害される原因なのである。にもかかわらず、救済は個人の働きの外にあり、この病いを一層重くすることが個人の利益となることすらあるのである。私の信ずるところでは、これらに対する治療法は、一つには、中央の機関による通貨と信用の計画的 (deliberate) な統制に、また一つには、経済事情に関するデータの大規模な収集と配布——知ることが有用な一切の経済的事実の、必要ならば法律による、完全な公開を含む——に求めらるべきである。社会は、これらの処置によって私企業内部の細々した事からの多くに対し何らかの適当な行動機関を通して命令的な知的影响力を使用することになるが、しかし、私的な創意と事業活動は妨げることなく自由に任せるであらう。これらの処置は、

たとえ結局は不十分であるとしても、われわれが次の一步を踏み出すために今もっている以上の知識をわれわれに提供してくれるであろう。⁽⁵⁾」(傍点手島)

このケインズの「知性主義」は、その後、名著『雇傭、利子および貨幣の一般理論』(一九三六年)を頂点にさらに歩を進め、単に通貨・金融政策にとどまらず、租税政策による平等化の促進、公共投資・伸縮財政政策による有効需要の操作を主張するまでに至る。⁽⁶⁾ こうしてケインズ主義は、「生産は企業の自由、需要は政府の計画」を唱えるより、保守的な立場と、生産面を含め一國經濟全体の計画的構造改良を指向するより、積極的な立場と、左右二つの流れに分かれつつ、⁽⁷⁾以後、資本主義經濟の計画化を理論づける有力なイデオロギーとして大きな影響を及ぼす。さきに別節(第三節)を起して取り上げた社会民主主義の計画論も、後者の流れの延長線上に位置づけられるのである。⁽⁸⁾

ハイエクに対する逆批判　かくて、現代資本主義の眼には、すでに臨終を宣告された自由放任主義になお執着しようとする反計画論は、まさに時代錯誤以外の何ものでもありえない。とくに、計画化を法の支配の否定として排撃するハイエクに対しては、法学者の陣営からも強い反駁が加えられる。

先ず、オーストラリアはメルボルン大学の公法教授フリードマンによる小冊子『計画国家と法の支配』(一九四八年)がある。ハイエクとは逆に、「現代社会における決定的な現実」たる計画化の「不可避性」を承認する彼は、⁽⁹⁾「争点はもはや計画するかしないかではなく、いかに計画するかにある」と書く。⁽¹⁰⁾ 彼にとって、法の支配の本質を「予測可能性」に見、したがって「個別的な指示」を意味する計画化はこの要請に背馳すると断ずるハイエクの所説は、「幻想」であり、「ダイシー主義の非妥協的かつラディカルな表現」を今に再生せんとするものである。⁽¹¹⁾ すなわち、一方で、「一般的な法律を個別的な衡平によって緩和する」必要は古来存在するし、他方、今日における計画化といえども、多くは、予測を可能ならしめる法令・規則・公開通牒の形式をとる(「計画化は余りに少ない法を

意味するのではなく、余りに多くの法を意味する、という方がより真実でありえよう⁽¹³⁾。——「要約すれば、ハイエクの議論は法の支配の特別の一側面のみを、しかもそれを間違つて取り扱っている。その十把一からげの一般化は、精密に観察すれば崩壊する⁽¹⁴⁾。」「計画化が法の支配と両立しないというのは、偏見或いは無知によつてのみ支持される一つの神話である⁽¹⁵⁾。」そしてフリードマンは、保護者としての国家、社会的サービスの供与者としての国家、産業の管理者としての国家、経済的統制者としての国家および調整者としての国家という国家的計画の五つの側面を指摘・分析した後⁽¹⁶⁾、「計画化を民主主義的な正義の諸原則と調和させる実際の提案」として、(1)主権団体としての国家の特権を絶対的最小限に縮減すること、(2)行政的裁量の適切な統制（「恐らく最大の」問題⁽¹⁷⁾）、(3)国家が、商工業の管理者としては、等しい状況では等しい権利・義務をもつべきこと、を強調している⁽¹⁷⁾。

アメリカでは、世界的碩学ハンス・ケルゼンが、一九五五年発表した大部の論文「デモクラシーの基礎⁽¹⁸⁾」の中で、ハイエクの反論に少なからぬページを割く。すなわち、ケルゼンは、その第三部「デモクラシーと経済」において、社会主義と計画経済を等置した上で、社会主義（＝計画経済）とデモクラシーの不可両立性を主張する学説の代表格としてハイエク理論を俎上に載せ、これを彼一流のロジックで論破するのである（したがって、彼のハイエク批判は、ハイエクが社会主義的計画経済を問題としている限りでのそれであることに注意）。彼によれば、デモクラシーにとって本質的な「自由⁽¹⁹⁾」には、積極的ないし政治的自由（被治者の政治への参加）と消極的ないし知的自由（支配または強制からの自由）の二つがある。前者すなわち「政治的自由⁽¹⁹⁾」についていえば、本来デモクラシーは立法について最も問題となるのであり、行政の段階ではむしろデモクラシーを制限する方が適法性・有効性をより確保できるのであるから、計画経済の行政機関が専門技術的したがって非民主的な性格を帯びても、それは西欧資本主義国家における行政長官の自由裁量権、官僚や専門家の勢力がそのデモクラシーを害さないのと同様、国家の民主的性格をそ

こなることは先ずない、とされる。⁽²⁰⁾ また「法の支配」⁽²¹⁾ に関しても、この民主的原則が計画経済体制では通用しないとのハイエクの議論は、たしかに計画経済にあつては「法の支配」は経済行政には全く或いは十分には妥当しないが、そのことはこの原則がそこで経済以外の領域でも拒否されることを意味しない（他方、資本主義の下では、経済の領域は自由放任であるから「法の支配」の適用を受けない）として、論駁される。⁽²²⁾ 次いで後者すなわち「知的自由」（宗教・学問・出版などの自由）の面でも、「果して計画経済のために経済的自由を犠牲にしている政治制度のうちで知的自由が維持できるかどうか」と設問するケルゼンは、この自由は資本主義・社会主義両体制の何れにあつても或る程度——しかも或る程度にのみ——可能であり、その可能の程度に本質的な差異があるかどうか、未だ経験的に答えは出ていない、としている。⁽²³⁾ ここで彼が「デモクラシー」の定義に、経済的自由を含ませるわけにはいかない⁽²⁴⁾ とするのは、大いに注目に値しよう。

コロンビア大学カードローズ法理学講座教授ジョーンズの一九五八年の一論策も、ハイエクを槍玉に挙げている。そこにおいては、先ず、「反福祉国家論」の代表格「ハイエク定理」の「政治的コンテキスト」が問題とされ、それは「民主主義と資本主義の必然的つながり」の主張、換言すれば「社会主義は民主主義と両立しない」というテーゼに帰着するとされる。⁽²⁵⁾ しかし、ジョーンズによれば、社会主義的民主主義と資本主義的民主主義の関係は、前者と社会主義的独裁、後者と資本主義的独裁の関係より密接であり、政治的自由——「法の支配の語句に象徴された或る種の手続と価値への献身の共有」——の問題は経済組織の問題よりも重い、というのが、西欧社会を「統一化する前提」である。——「自由と社会主義の——法の支配と福祉国家の——矛盾を示唆するのは、かの統一的前提の妥当性を否定することである。」⁽²⁶⁾ 次いで、ハイエクが福祉国家を法の支配の「怨敵」として告発する二つの主要点、すなわち、(1)福祉国家に特徴的な全国的経済計画は種々の人民の個別需要の差別を意味し、「法の前の形式的平等」に反するもので

あり、(2)福祉国家において行政的裁量が死活的役割を演ずるのは、「決定の予測可能性」を破壊するものである、との論難が取り上げられ、第一点は「配分的正義」の見地から、また第二点は、「裁量」を「恣意」と同視し、裁量の統制手段の存在を忘れ、さらに司法における裁量を過小評価する誤った前提から出発するものとして、逆批判される⁽²⁷⁾。ジョーンズのこの論文は、「権利が大量生産される」現代における「法の支配の拡大する任務」への言及をもつて結ばれている⁽²⁸⁾。

ロストウの資本主義的計画化論

ともあれ、「世紀の換り目に、サー・ウィリアム・ハーコートは『われわれはすべて今や社会主義者である』といった。一九五八年、西欧および合衆国の社会主義者も非社会主義者も、サー・ウィリアムの警句を修正しなければならぬであろう。彼らはみな、社会主義からケインズ主義へと卒業した……」⁽²⁹⁾といわれる。このように書き出し、その名もマンハイム^{タイトル}＝ラスキ流に『自由のための計画』と銘打つイェール大学法学部長ユージン・V・ロストウ（経済学者ウォルト・ホイットマン・ロストウとは別人）一九五九年の著は、レッセ・フェールか全体主義かという黒白的ステロタイプのそれではなく、「本書に示されるであろうような計画化の問題は、現代の政府にとって、とくに、それが支配する社会の大量の日常的経済活動を組織するのに資本家のエネルギーを利用しようとするデモクラシーにあつては、不可避である」と述べ、続けていう。——「それが不可避であるのは、資本主義経済は高い雇傭水準に自らを保てず、また独力では社会の或る種の他の経済的目標をも達成できないからである。そして、政府の機関以外に、——経済における全消費の総計が、完全雇傭を保証するに十分高く、しかもインフレーションを惹き起すまでに高くもないよう、配慮するという——計画化の本質的な第一義的機能を遂行する機関は存在しない。この種の計画化——完全雇傭という点で需要と生産を均衡せしめること——は、善いようにも悪いようにも、すなわち、デモクラシーを促進するようにも、或いはそれ弱めるであろうようにも、なされうる。争点

は、計画するかどうかではなく、何を計画するか、またいかに計画するかである。⁽³⁰⁾ かくてロストウは、一九四六年の雇傭法を財政・通貨政策を手段とする計画化の法として評価し、⁽³¹⁾ この(1)雇傭安定に加えて、(2)成長率、(3)資源の短期的・長期的利用における効率と節約、(4)富と収入の配分および再配分における衡平、(5)物価水準、(6)経済についての対外政策、を「企業の公的統制のための適切なプログラム」の要素として挙げる。⁽³²⁾ 「もし、ここに輪郭を示した計画化の概念にレッテルが必要ならば、経済活動に対して国家による遙かにより、大なる程度の細々した統制を必要とするであろう多くの計画化形態からそれを区別するために、自由のための計画化、或いは資本主義的計画化と名づけるのがよからう。恐らくこの観念組合せに最良の名称は『自由主義的計画化』(Liberal Planning)であろう……」⁽³³⁾

この「リベラル・プランニング」を俟って、資本主義は、その「財産の所有と統制の基礎的条件」を攪乱することなく、過去におけるよりも一層華々しい進歩をすら未来に期待することができるとして、ロストウは経済学者ガルブレイスを援用している。⁽³⁴⁾

ガルブレイスの新産業国家論

そのジョシ・K・ガルブレイスの『新しい産業国家』(一九六七年)に、われわれは、今日の代表的な資本主義的計画観の一例を見ることができる。同じく高名の前著『ゆたかな社会』(一九五八年)に計画化への論及は見られないが、この書を「窓」とすれば「家」にあたるとされる⁽³⁵⁾ 『新しい産業国家』は、金融資本ではなく、資本の自己調達力をもつ大法人企業^{コーポレーション}によって特徴づけられた「産業体制」(industrial system)を経済の中心と見る現代資本主義観⁽³⁷⁾、そのコーポレーションにおいて意思決定の実権を握るのは広範な「テクノストラクチュア」層であるとする独自の「管理者革命」論⁽³⁸⁾とともに、国家による計画化の理論を真正面から展開する。「計画化」の語は、第二次大戦終結までは「刺激もほどほど」の言葉であったが、冷戦とともに「イデオロギー的含意」を帯びるようになり、⁽³⁹⁾ 今でもアメリカ経済界の語彙の中で最も魅惑を欠く言葉に属している。しかし、計画化の現象そ

のものは、最小限産業体制自体の黙認で、最大限ではその要求によって、驚くばかりの程度すでに事実である。⁽⁴⁰⁾ このように指摘して、著者はいう。――「その公式のイデオロギー上の表示が何であれ、われわれは、本質的部分において計画された経済たる^{ブランド・エコノミー}ところの経済体制にある。⁽⁴¹⁾」しかも実は、「完全に計画された経済は、不人気であるところか、それを最もよく知る者からは暖く迎えられている」のである。⁽⁴²⁾ 計画化が市場経済に取って代わったのは何故か？ 産業体制の「進歩したテクノロジーと資本の高度利用とが計画化を必要とする。⁽⁴³⁾」すなわち、「高いテクノロジーと多額の資本使用とは、市場需要の干満に従属せしめられえない。それは計画化を必要とする。公共的行動が予知できるようにされること――それが統制に服せしめられることが、計画化の本質である。⁽⁴⁴⁾」「イデオロギーや政治的たくらみ」ではなく「テクノロジー的強制」が、企業に国家の援助と保護を求めるよう迫るのであり、⁽⁴⁵⁾「テクノロジーの進歩という条件の下で、供せられねばならぬ時間と資本、この供用の固定化、大組織の必要、そして市場の働きの問題から、計画化の必然性が生ずる。⁽⁴⁶⁾」ガルブレイスは、産業体制における計画化の構造を示して、「最低価格は企業の設立、個々の製品の需要は企業の管理、需要総体は国家の管理、そして賃金・価格の最高水準は国家の設定」と説明する。⁽⁴⁷⁾ 同じことであるが、「国家は、産業体制の生産物の総需要を規制する。このことはその計画化にとって不可欠である。また国家は、幾分か、エロチックな像を眺める保守的な僧侶のように、なお分別くさく且つあやふやな目的で、それなくしては産業体制における物価が不安定となる賃金・価格規制を行なう。⁽⁴⁸⁾」こうなると産業体制の計画化は「効果的に完璧」であり、ガルブレイスの皮肉な筆致によれば、「残るはただ、誰もがあらゆる時にそれを非計画体制或いは市場体制と呼ぶのを保証するだけである。⁽⁴⁹⁾」「明らかに、現代の組織化された経済は、つむじ曲りの手によって設計されたものである。というのは、そうでなかったら、あのように不可避的と思われるあのように多くの必要が、今なお自由企業の名を享有する体制を実際には政府にかくも依存せしめるのに協力するということが、どうし

てできたであろう?」⁽⁵⁰⁾

米仏英および西独における計画

以上の諸理論にそのイデオロギー的反映を見るように、事実、今や世界の資本主義諸国は、経済的自己保存ないし発展のためには、程度の差こそあれ何らかの国家的計画（『計画的経済社会干渉』）を必要とし、一路その強化の方向へ進みつつあると見てよい。——「かくも多くの場所々々で演ぜられているのは、基本的には同一の調べである。もつとも、それを確かめるには、時折り注意深く耳を傾けなければならない。というのは、各オーケストラは異なった楽器の組合わせで演奏しており、且つ自分自身のきわめて特殊なヴァリエーションを強調しようと決めてかかっているからである。それでもなお、肝心なのはその調べである。」（シヨンフィールド）⁽⁵¹⁾

自由主義の伝統に最も執着するアメリカですら、すでに三〇年代にケインズ主義に強く影響された「ニュー・ディール」を経験したし、戦後も——とくに一九六一年以降マクナマラの「防衛計画化」に感化されて——、フォーマルにこそ計画化の制度を欠くとはいえ、インフォーマルには数年間にわたる経済予測（一九六二年には予算局による「五ヶ年予算予測」^{フオアキャスト}が導入されている）に基づいて経済政策の運用を行ない、⁽⁵²⁾且つその際「ジョーボニング」⁽⁵³⁾など強力な事実上の圧力を用いる。

フランスに至っては、一九四七年以来、「指示的」(indicatif)、⁽⁵⁴⁾「柔軟」(souple) 且つ「協議的」(concerté) な性格のものではあるが——そしてその効果は必ずしも明確ではないが——、⁽⁵⁵⁾経済の復興と安定・成長を目指す大規模な全国的計画(planification)を数次にわたって策定し実施して今日に及んでいる。すなわち、第一次プラン(通称「プラン・モネー」)は一九四七年から一九五〇年までの四ヶ年計画のところが一九五三年まで延長され、第二次プラン(通称「プラン・ヒルシュ」)は一九五四年から一九五七年まで、第三次プランは一九五八年から一九六一年ま

で、第四次プランは一九六二年から一九六五年までのいずれも四ヶ年計画、そして第五次プランは一九六六年から一九七〇年までの五ヶ年計画であり、⁽⁵⁶⁾これに第六次プランが引き続くはずである。

イギリスでも、一九五〇年代保守党政権の反計画体制の下でいわゆる「ストップ・ゴー」政策に因る経済成長率の停滞と国際収支赤字の累積に悩んだ挙句、ついにフランスの先蹤に追随することに踏み切り、一九六二年全国経済発展審議会（N.E.D.C.）を設立した。次いで、労働党への政権移動（一九六四年）とともに、計画化の衝に専ら当るべき経済問題省（Department of Economic Affairs）が新設され、一九六五年には「成長のためのプランニング」と自ら謳う初の全国計画（National Plan）が発表されている（もともと、一九七〇年を目標年度としたこの計画は、その見込み違いに因る実績との大きな乖離の故に、一九六六年には早くも完全に廃棄されたが⁽⁵⁷⁾）。

これに対し、自由経済に重点の置かれた「社会的市場経済」のイデオロギーと体制の下に「エアハルトの奇蹟」を実現してきた西ドイツにおいてもまた、一九六〇年代に入って、より高度の安定成長を確保し、⁽⁵⁸⁾さらには加盟国に長期の経済予測と計画化を要請するEEC委員会の行動綱領覚書（一九六二年）の提案に応ずべく、⁽⁵⁹⁾計画化の問題がにわかに日程に上り始めた（例えば、プリツコ編『計画経済なしの計画化』⁽⁶⁰⁾）。一九六四年に「全経済発展の鑑定のための専門家審議会」が設けられたのは、まさにこの動向の一環に外ならないが、⁽⁶¹⁾一九六六／七年における戦後最大の景気後退を機に、一九六七年六月には、連邦と州の財政を「経済全体の均衡の要請」に従うことに義務づけ、且つ連邦法律により「景気変動に応じた財政」と「数年単位の財政計画」の原則を定めうるものとする基本法一〇九条改正が行なわれて、輸出入・国民所得・投資割合などのマクロ量に関する国家の「全体的操縦」（Globalsteuerung）が憲法上の根拠を得、同時に、同条項に基づきこの全体的操縦のための一規制として「経済の安定と成長の促進のための法律」略称「（経済）安定法」（StabG）が制定された。⁽⁶²⁾（「先年の不況で初めて、国家的計画化なしにはうまくい

かぬということが局外者にも明瞭となった。国家的計画というのは、今日でもなおとすれば統制主義 (Dirigismus) という貶価的概念との連想を喚び起こすとはいえ、昔の意味での計画経済とは何ら関係をもたぬものである。⁽⁶³⁾

この法律は、連邦および州の経済政策的措置は物価の安定、完全雇傭、対外経済の均衡および不断適正な経済成長の四目標 (いわゆる「魔方陣」 *magisches Viereck*) に方向づけらるべし (一条) とした後、連邦および州に「財政五ヶ年計画」を毎年作成・公表すべき義務を課している (九条、一〇条、一四条)。この中期「財政計画」 (財政省が作成し、連邦政府によって発表される) は、当然国民経済の全体予測 (経済省が担当) を基礎にせねばならず、⁽⁶⁴⁾ かくて実質的には、単に財政の領域に意義をもつにとどまらず、「合理的意思形成の不可欠の前提」として「国政上の戦略、そのもの手段」となるのである。⁽⁶⁵⁾ 一九六七年に一九六八〇一年についての第一次計画が公けにされ、以後毎年、向う五年間の計画が発表されつつある (ローリング・プラン方式)。⁽⁶⁶⁾ このような西ドイツの今日の計画観は、経済学者シラーのつぎの言葉に端的に表現されている。——「可能な限り競争を、そして必要な限りで計画化を。」⁽⁶⁷⁾

日本における計画 わが国においても、第二次大戦後、現代資本主義的計画化への志向は著しい。先ず国民経済のフローの総合計画 (狭義の経済計画) として、戦後いち早く経済復興のための計画作成が鋭意試みられた (昭和二三〇四年) が、やがてドッジ・ラインによるインフレ収束とともにその努力は経済自立の目標へ向けられ (経済安定本部による昭和二五年の「エオス作業」に始まる)、昭和三〇年一二月閣議決定の「経済自立五ヶ年計画」 (昭和三一〇三五年度) に集大成された。これは、昭和三二年一二月閣議決定の「新長期経済計画」 (昭和三三〇三七年度)、次いで昭和三五年一二月閣議決定の「国民所得倍增計画」 (昭和三六〇四五年度) へと引き継がれるが、これらはいずれも経済の高度成長をめざすものであった。しかし、高度成長政策のもとたらず歪みが増幅し無視を許されなくなるに及んで、経済・社会の調和ある発展を掲げる「中期経済計画」 (昭和四〇年一月閣議決定、昭和三九〇四三年度)

が登場、「経済社会発展計画」（昭和四二年三月閣議決定、昭和四二～四六年度）を経て、現在、昭和四五年五月閣議決定の「新経済社会発展計画」（昭和四五～五〇年度）の期間中である。⁽⁶⁸⁾ また、国民経済のストックに関する総合計画（国土計画または開発計画）としては、国土総合開発法（昭和二五年法律二〇五号）に基づく「全国総合開発計画」が昭和三七年一〇月、「所得倍增計画に即し」「一応一〇ヶ年にわたる基本的方策」として策定（閣議決定）されたが、⁽⁶⁹⁾当初の予想を遙かに上廻る急激な地域経済社会の変化は数年後には早くもその改定を迫るに至り、昭和四四年五月、「新全国総合開発計画」略称「新全総」が閣議決定を見た。これは、「二〇年の長期にわたる基礎計画」（基準年次昭和四〇年度、目標年次昭和六〇年度）であり、⁽⁷⁰⁾新経済社会発展計画では「社会資本の充実や産業立地の円滑化」のための基準たるべき「国土利用の長期的構想」とされている。⁽⁷¹⁾（以上の総合的基本計画の下に各種の全国的施設計画が立てられており、例えば昭和四六年度に発足するものとして、第二次「住宅建設五ヶ年計画」、第三次「下水道整備五ヶ年計画」、第四次「港湾整備五ヶ年計画」、第二次「空港整備五ヶ年計画」および「交通安全五ヶ年計画」などが挙げられる。⁽⁷²⁾なお、政策的意義のきわめて高い特殊計画として、昭和三年に発足してすでに三次まで算え、現に四次案（四七～五一年度、総額五兆二千億円）が策定中の「防衛力整備計画」——一次防・二次防・三次防・四次防と略称——が看過されてはならない。）

これら、わが国の経済計画には、つぎのような諸特徴が見られる。第一に、現代資本主義的計画化の典型として、当然、市場経済プライス・メカニズム価格機構を前提とする国家計画であるが、その際、公共部門パブリック・セクターに対し民間部門プライベート・セクターの優勢なわが国経済の基本構造などから、計画としての実行的（強制的）性格がきわめて弱く、本質的に予測的・誘導的（「指示的」）にとどまること。第二に、長期計画たる所得倍增計画や旧・新全総を別とすれば、多く期間五年のいわゆる中期計画として策定されているが、経済現実の急激・不均衡な進展（高度の成長率・物価上昇、公共投資・社会保障

の立遅れ等々)は一兩年を出ずして計画と実績の大きな乖離をもたらし、計画期間中途において全面改定(新計画の策定)を余儀なくされつつあること。もっとも、この頻繁な改定は、期せずして、インフォーマルに「ローリング・システム」を取り入れた結果となっているが――。第三に、計画作成にあたって審議会方式が採られていること。すなわち、狭義の経済計画についての「経済審議会」、全国総合開発計画についての「国土総合開発審議会」など。ただし、実態は経済企画庁等の経済官僚ペースである。第四に、近代経済学の計画作成手法が活用されていること。とくに最近の中期経済計画、経済社会発展計画および新経済社会発展計画には、近経的予測技法の最先端を行く「計量経済モデル」が使われている。最後に、同時に存在する各種計画間の相互関係・上下関係が必ずしも明確でないこと(計画体系の混乱)。例えば、国土総合開発法所定の開発計画については、全国総合開発計画が都道府県総合開発計画・地方総合開発計画・特定地域総合開発計画の基本たるべきことが法定されている(同法七条二項)のに対し、そもそも準拠法律を欠く狭義の経済計画の場合、そのような法的規定はないし、さらにこれと開発計画との関係(相補的なのか、或いは何れかが基礎になるのか)も、すでに上に瞥見したように、きわめて曖昧である。⁽⁷⁴⁾⁽⁷⁵⁾

以上明らかなように、本来物質主義・経済主義である資本主義の計画化における中心課題はすぐれて経済計画であるが、経済の発展に伴う経済事象と非経済事象の有機的絡み合いの高度化、さらに社会的矛盾・対立の激化・累積とともに、その対象領域は必然的に経済を超えた社会の各分野へと拡がって行く。現代資本主義における国家計画は、今や、その捉える象面に関する限り、社会主義・共産主義のそれと同様、経済計画を中核に包み込んだ社会計画である。⁽⁷⁶⁾かくて、わが国現今の総合基本計画は新経済社会発展計画と銘打たれ、その冒頭に「計画のねらい」として「人間性豊かな経済社会を目ざして」というスローガンを掲げ、「社会開発の推進」なる重点課題から「教育と人的能力の向上」と題された項目まで包含している。⁽⁷⁷⁾また、同計画の手直しに備えて昭和四六年一月新メンバーで発足した経

済審議会は、計画のナショナル・ゴールとして、従来の経済（生産・所得）至上的 GNP に代わるべき NNW (Net National Welfare) 指標の世界で初めての開発に着手することになったと伝えられる。これは、単に経済的側面に限られぬ総合的な国民福祉の水準を、多方面から計量化して示そうとするものである。⁽⁷⁸⁾

* この「市場のための計画」なる表現は、M・ウェーバーの近代合理性の概念を「市場合理性」と「計画合理性」に解析して論じ、「現代社会は「市場が絶えず計画によって補正される」ことによって最も合理的たりうる」と結論するダーレンドルフ (R. Dahrendorf, "Market and Plan: Two Types of Rationality," *Essays in the Theory of Society*, 1968, p.215~231, づくに p.225) に由来する。なお、この点につき、久保田正雄・前掲論文「計画の原理」一五六頁。

- (1) 参照、Madge, op. cit., p.125.
- (2) クラウゼヴィッツ『戦争論・上』（篠田英雄訳・岩波文庫、昭和四三年）三四〇頁。
- (3) John Maynard Keynes, *The End of Laissez-Faire*, 1926, p.52f.
- (4) 参照、伊東光晴『ケインズ——新しい経済学の誕生』（岩波新書一九六二年）四七頁以下。
- (5) J. M. Keynes, op. cit., p.47f.
- (6) 参照、伊東前掲書六七頁、三頁、一四八、九頁、一六二頁。
- (7) 参照、同右一七四頁。
- (8) R. F. Harrod, John Maynard Keynes, *Int. Enc. Soc. Sci. Vol. 8* (1968) p.372 によると、「……彼（ケインズ）の、国家干渉の必要の強調は、彼をしてほとんど社会主義者たらしめる。」
- (9) W. Friedmann, *The Planned State and the Rule of Law*, 1948, p.5f.
- (10) Ibid., p.7.
- (11) Ibid., p.14.
- (12) Ibid., p.18f.
- (13)(14) Ibid., p.22.

- (15) Ibid., p. 32.
- (16) Ibid., p. 22—30.
- (17) Ibid., p. 30—32.
- (18) Hans Kelsen, *Foundations of Democracy, Ethics* Vol. 66 (1955) No.1 Part. II p. 1—101. 原文を参看しえなかった
ので、古市恵太郎訳『民主政治の真偽を分つもの』(一九五八年)によった。
- (19) 同右一九八頁。
- (20) 同右一九八—二〇二頁。
- (21) 同右二〇二頁以下には「法律至上主義」とあるが、原語が“Rule of Law”であることは明らか(同書二〇九頁註一に
引用されたハイエクの文章中の用語をハイエクの原書と照合)であるから、「法の支配」とする。ちなみに本訳者は哲学
者である。
- (22) ケルゼン前掲書二〇八頁。
- (23) 同右二二三—二二七頁。
- (24) 同右二二二頁。
- (25) Harry W. Jones, *The Rule of Law and the Welfare State*, *Columbia Law Review*, Vol. 58 (1958), p. 146f.
- (26) Ibid., p. 148.
- (27) Ibid., p. 150—152.
- (28) Ibid., p. 153—156.
- (29) Eugene V. Rostow, *Planning for Freedom : The Public Law of American Capitalism*, 1959, p. 11.
- (30) Ibid., p. 23f.
- (31) Ibid., p. 12—22.
- (32) Ibid., p. 26—28.
- (33) Ibid., p. 28.
- (34) Ibid., p. 29.

- (35) John Kenneth Galbraith, *The Affluent Society*, 1958. (邦訳||鈴木哲太郎訳『ゆたかな社会』一九六〇年)
- (36) J. K. Galbraith, *The New Industrial State*, 1967, p. ix. (邦訳||都留重人監訳『新しい産業国家』一九六八年、六頁)
- (37) *Ibid.*, p. 10. (邦訳二四頁)
- (38) *Ibid.*, p. 71. (邦訳九〇～九二頁)
- (39) *Ibid.*, p. 22. (邦訳三七頁)
- (40) *Ibid.*, p. 389. (邦訳四三六頁)
- (41) *Ibid.*, p. 6. (邦訳二二頁)
- (42) *Ibid.*, p. 31. (邦訳四六頁)
- (43) *Ibid.*, p. 222. (邦訳二五八頁)
- (44) *Ibid.*, p. 318f. (邦訳三六一頁)
- (45) *Ibid.*, p. 20. (邦訳三四頁)
- (46) *Ibid.*, p. 16. (邦訳三〇頁)
- (47) *Ibid.*, p. 260. (邦訳二九六頁)
- (48) *Ibid.*, p. 296. (邦訳三三八頁)
- (49) *Ibid.*, p. 260. (邦訳二九六頁)
- (50) *Ibid.*, p. 296. (邦訳三三八頁)
- (51) Shonfield, *op. cit.*, p. 221.
- (52) 参照 *ibid.*, p. 343～5.
- (53) Jawbone (あご骨) を動詞形に活用した語で、「政府が個別の企業に対し許可や政府契約を含むいろいろの手段を圧力に使い、特に企業の価格決定に影響を与えるやり方」(ウォーリック・イエール大学教授)を意味する。―昭和四六年一月二〇日付け日本経済新聞一面。
- (54) 参照 Roger Houn, *La Planification Française*, *Planung II* (hrsg. v. J. Kaiser, 1966) S. 150～152.
- (55) 参照 Heinz Salowsky, *Planification*, *Staatslexikon Bd. 10* (Erg.-Bd. II) 1970 Sp. 882～884.

- (56) 参照' Houin, op. cit., S.152f.; Salowsky, op. cit., Sp. 880; Shonfield, op. cit., p.121ff.; Pierre Bauchet, La Planification française : vingt ans d'expérience, 1966.
- (57) 参照' Hanson, op. cit., p.132f.; Allen Prest, Aspekte u. Methoden der englischen Wirtschaftsplanung, Planung III S.265~8.
- (58) 参照' Hanson, op. cit., p.131.
- (59) 参照' J. Timbergen, PLANNING, ECONOMIC: I. Western Europe, Int. Enc. Soc. Sci. Vol. 12 p.102; Harald Jürgensen u. Erhard Katzenbach, Ansatzmöglichkeiten gesamtwirtschaftlichen Planung, Planung II, S.49f.
- (60) Alfred Piltzko (Hrsg.), Planung ohne Planwirtschaft, 1964.
- (61) 参照' Hanson, op. cit., p.130
- (62) 参照' Willi Thiele, Einführung in das Wirtschaftsverfassungsrecht, 1970, S.112~121.
- (63) Konrad Redeker, Staatliche Planung im Rechtsstaat, JZ 1968, S.537.
- (64) 参照' Walter Grund, Die mehrjährige Finanzplanung des Bundes, Planung III, S.51, S.53; Herbert Fischer-Menshausen, Mittelfristige Finanzplanung im Bundesstaat, Planung III S.94.
- (65) Fischer-Menshausen, op. cit., S.109.
- (66) 参照' 中野博明「ブランド政権下の西ドイツ財政政策」(『レファレンス』二三八号一九七〇年十一月四四~六五頁)。
- (67) Jürgensen u. Katzenbach, op. cit., S.52 より引用。
- (68) 参照' 行政教育研究会編『行政計画』(昭和四四年)一一四頁以下、経済審議会総合部会・経済計画基本問題研究委員会編『日本の経済計画』(昭和四四年)二頁以下、宮崎勇『経済計画の話』(昭和四六年)四七頁以下。
- (69) 参照' 経済企画庁編『全国総合開発計画』(昭和三七年)四頁、一頁。
- (70) 参照' 経済企画庁『新全国総合開発計画』(昭和四四年)九頁、一一頁。
- (71) 参照' 経済企画庁編『新経済社会発展計画』(昭和四五年)五七頁。
- (72) 参照' 昭和四五年一二月三十一日付け朝日新聞七面(「四六年度予算政府案の内容」)、昭和四六年一月二三日付け同紙夕刊二面(「佐藤首相の施政方針演説要旨」)。

- (73) 参照、昭和四五年一〇月二二日付け朝日新聞一面・二面、毎日新聞一面・四面、昭和四六年四月二二日付け朝日新聞一面・二面、四月二八日付け朝日新聞二面・四面、毎日新聞一面・四面。
- (74) 以上、わが国の経済計画の諸特徴は、前掲『行政計画』、『日本の経済計画』、『経済計画の話』によりつつ筆者がまとめたもの。
- (75) 経済計画と国土計画の関係につき、参照、宮沢弘『新国土計画論』（昭和四三年）一〇八頁以下。——「経済計画と国土計画とは、一国の最上位の計画として、一体的なものとして矛盾なく構成されていなければならないのであり、現状では、その点きわめて不十分である」（同一二頁）。また、全国計画と地方計画の関係については、ティンバーゲン『開発計画』（前掲）への「訳者あとがき」に、「現在わが国では国家計画はあってもそれと関連した地方計画がない。たとえばあってもその多くは地域間の有機的関連を軽視した理想状態のものである」（二〇七頁）とある。
- (76) 「経済計画」と「社会計画」の概念的関連については、Madge, op. cit., p. 125.
- (77) 経済企画庁編『新経済社会発展計画』（昭和四五年）七頁、一五頁、四二～五六頁、七〇～七一頁。
- (78) 参照、昭和四六年三月一九日付け日本経済新聞一面・四面、五月一日付け同紙一面。